

香川県水道ビジョン

(中間評価)

令和7年3月

香川県

香川県水道ビジョン

～目 次～

第1章	ビジョン策定の趣旨	1
1.	策定の必要性	1
2.	目標年度	1
第2章	一般概況	2
1.	地勢	2
2.	人口	2
3.	産業	3
4.	水資源	3
第3章	水道の現況	7
1.	水道の普及状況と水道事業数	7
2.	水源の状況	8
3.	水質維持管理状況	9
4.	簡易専用水道等の管理状況	10
5.	水道の管理体制	11
6.	経年化・耐震化の状況	12
7.	危機管理対策の実施状況	14
8.	水道料金	14
9.	各種計画の策定・実施状況	16
10.	水道広域化に向けた取組状況	17
第4章	圏域の区分の設定	19
第5章	給水量の実績と水需給の見通し	20
1.	給水量の実績	20
2.	水需給の見通し	21
第6章	現状分析と評価、課題の抽出	23
1.	現状分析と評価、課題の抽出の考え方	23
2.	現状分析と評価、課題の抽出	23
第7章	将来目標の設定とその実現方策	38
1.	水道の理想像	38
2.	理想像の実現方策	38
3.	まとめ	46
第8章	策定後のフォローアップなど	47

第1章 ビジョン策定の趣旨

1. 策定の必要性

本県の水道は、令和4年度末時点の普及率が99.3%（全国値98.3%）となっており、社会経済の発展に重要な役割を担っています。

本県では、昭和56年3月に、平成12年度を目標年度とした県内の水道整備の基本方針を示す「香川県水道整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、増大する水需要に合わせた水道整備を促進してきました。

また、平成10年10月には、香川県水道用水供給事業の第二次拡張事業などを整備方針として盛り込み、平成28年度を目標年度とする見直しを行いました。

水道事業には、今後、人口減少社会の進行による給水収益の減少や施設老朽化による更新需要の増加が見込まれるほか、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた施設の耐震化や危機管理体制の強化、多様化する水源汚染リスクへの対応など新たな課題も山積しています。

こうした水道を取りまく環境の大きな変化に対応するためには、将来の水道のあり方を見通し、様々な課題に挑戦できる体制を整備することで、将来にわたって持続可能な水道の供給基盤を確立する必要があります。

また、平成25年3月に国が策定した「新水道ビジョン」では、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示し、水道事業者等の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担などを明らかにするとともに、都道府県には「新水道ビジョン」を踏まえた「都道府県水道ビジョン」を策定することが求められています。

そこで本県では、平成29年12月に「基本構想」を全面的に見直し、「香川県水道ビジョン」を策定しました。

さらに平成30年には水道法の改正が行われ、水道の基盤の強化を図るため、「広域連携」、「適切な資産管理」、「官民連携」の3つの推進が求められています。上記のような状況を踏まえ、今般、「香川県水道ビジョン」の中間評価を行うこととしました。

2. 目標年度

令和12年度を目標年度として設定します。

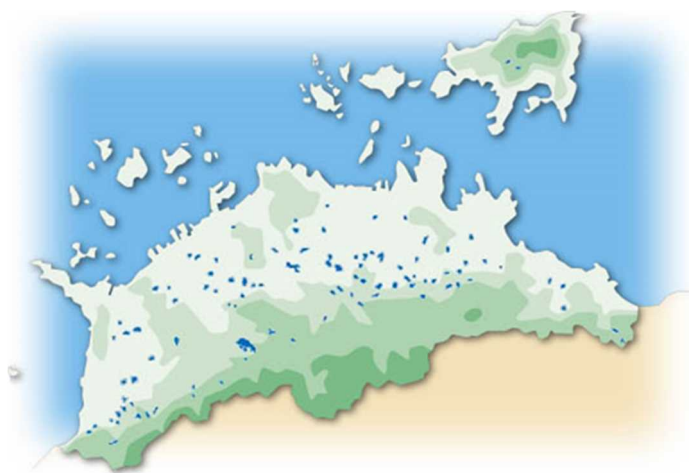
第2章 一般概況

1. 地勢

本県は四国の東北部に位置し、北は瀬戸内海を挟んで瀬戸大橋により岡山県と結ばれ、東及び南は徳島県に、西は愛媛県に接しています。

地形は東西 92.1 km、南北 61.3 kmと東西に長い半月形で、南部には讃岐山脈、北部には1万2千余のため池が点在する讃岐平野が展開し、海域には小豆島をはじめ大小 110 余りの島々が浮かんでいます。

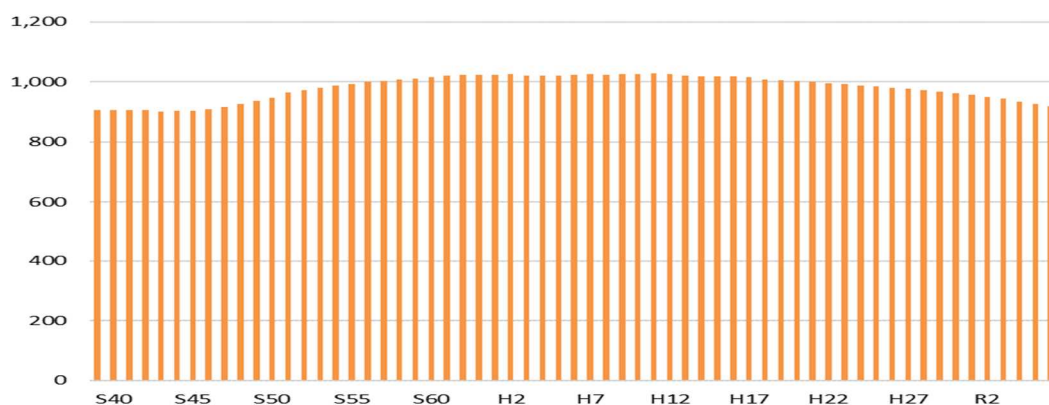
面積は約 1,877k m²で、全国に占める割合は 0.5%と都道府県の中で最も小さい県ですが、山地と平野との面積はおおよそ相半ばしており、土地の利用度や人口密度は極めて高く、約 92 万人（令和 6 年 4 月 1 日現在）の県民が暮らしています。



2. 人口

わが国の総人口は減少局面に入っており、本県においても、昭和 60 年以降、概ね 102 万人で推移してきましたが、平成 11 年に 103 万人でピークを迎えた後、平成 12 年以降は緩やかに減少傾向を示しており、令和 6 年 4 月 1 日現在の推計人口は約 92 万人となっています。

香川県の人口の推移



(千人)

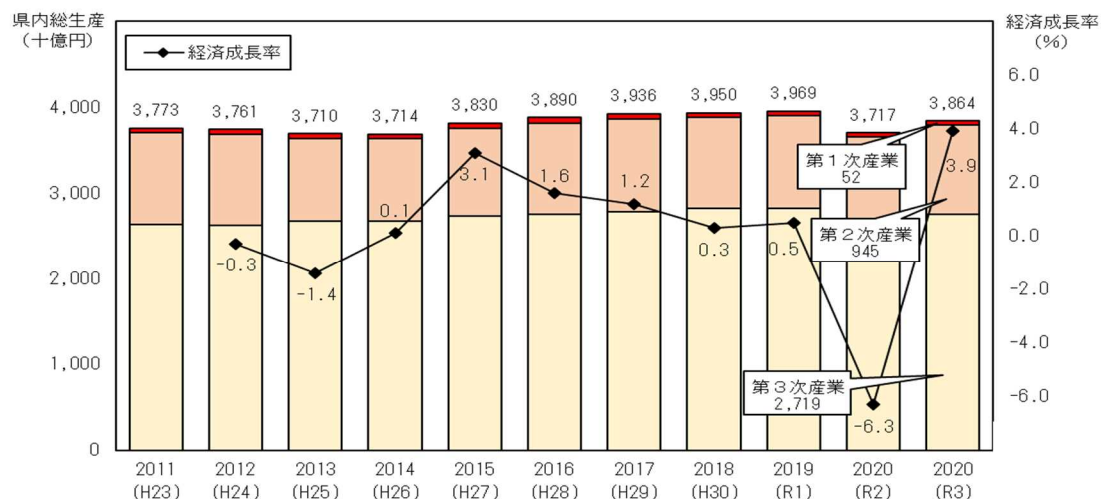
資料) 香川県推計人口（令和 6 年 4 月 1 日現在）

3. 産業

本県の令和3年度の県内総生産（名目）は3兆8,638億円となっており、対前年度増加率（経済成長率）は3.9%増（前年度6.3%減）と2年ぶりに増加しています。

県内総生産を産業別にみると、第1次産業が1.2%、第2次産業が27.0%、第3次産業が71.2%となっており、第3次産業の比率が高くなっています。

産業別県内総生産・経済成長率（名目）の推移



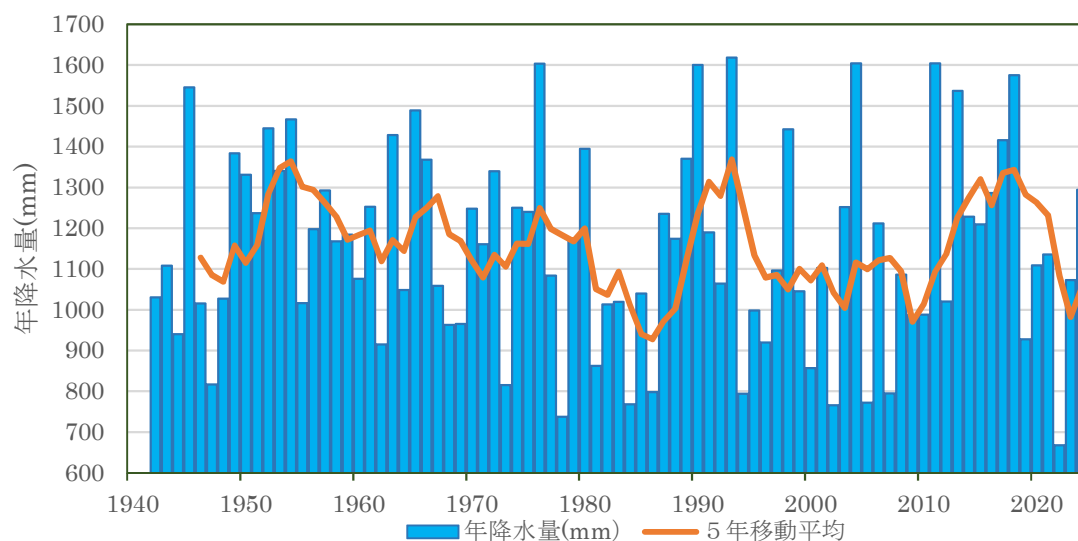
資料）香川県県民経済計算推計結果より作成

4. 水資源

(1) 降雨

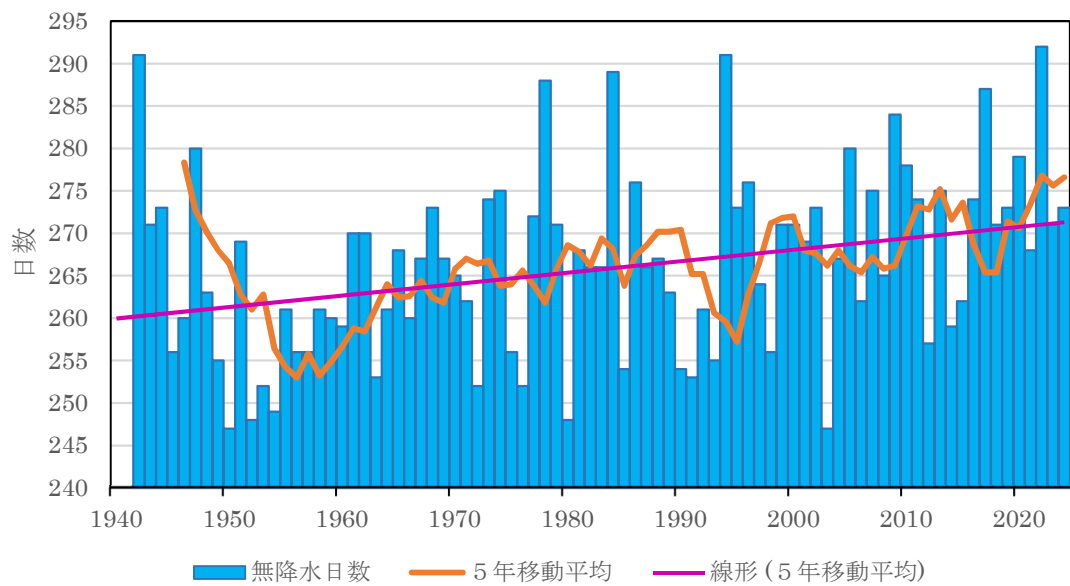
高松の年降水量には、長期的な変化傾向は見られないものの、雨の多い年と少ない年との差が大きくなっています。また、年間無降水日数（日降水量が1mm未満の日）が増加傾向にあります。

高松の年降水量



資料）気象庁データより作成

高松の年間無降水日数



資料) 気象庁データより作成

(2) 河川

本県の河川は、一級河川が2水系16河川・延長87km、二級河川が79水系275河川・延長1,007km、準用河川が43水系116河川・延長83kmとなっています。これらの河川は、いずれも讃岐山脈に源を発しており、一般的に流路延長は短く、河床勾配も急峻です。

河川の概要(令和6年12月31日時点)

種 別		水系	河川数	延長(m)
一級河川	国土交通大臣管理	1	1	18,850
	県知事管理	2	16	68,307
	計	2	16	87,157
二級河川		79	275	1,007,453
準用河川		43	116	83,091
合 計		—	407	1,177,701

※一級河川については、国土交通大臣管理と県知事管理の双方を有する河川があるため、内訳と計が一致しない。

(3) ダム・ため池

県内にある 17 か所のダムの総貯水容量は 50,276 千 m^3 となっており、上水道容量を兼ねたダムは 11 か所、上水道容量の合計は 5,980 千 m^3 となっています。

なお、現在長柄ダムと五名ダムの再開発が実施されています。再開発後のダムの総貯水容量は約 60,599 千 m^3 となり、上水道容量を兼ねたダムは 12 か所、上水道容量の合計は約 5,994 (内潟対 14) 千 m^3 となります。

また、降雨が少なく大きな河川がないため、1 万 2 千余りのため池を有し、その総貯水容量は約 1 億 4 千万 m^3 にのぼります。

県内のダムの概要 (令和 5 年 10 月時点)

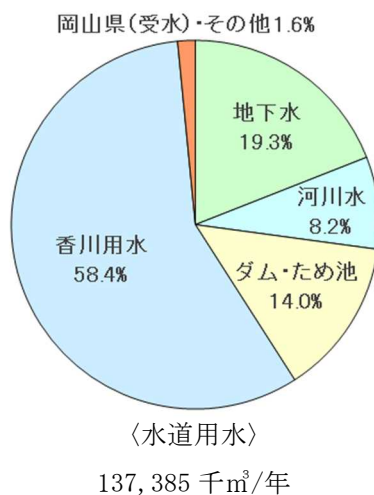
ダム名	所在地	水系名	河川名	目的	完成年	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水容量 (千 m^3)	上水道容量 (千 m^3)
内場ダム	高松市	香東川	内場川	多目的	S28	50	157.4	8,175	1,450
長柄ダム	綾川町	綾川	綾川	治水	S28	30	124	4,210	—
		綾川	綾川	治水	事業中 (再開発)	45.4	197	約9,440	—
五名ダム	東かがわ市	湊川	湊川	治水	S37	27.5	106	611	—
		湊川	湊川	多目的	事業中 (再開発)	52.8	237.2	約5,704	約14
大川ダム	さぬき市	津田川	津田川	治水	S39	36	124	760	—
五郷ダム	観音寺市	柞田川	前田川	治水	S40	50.5	132	2,500	—
大内ダム	東かがわ市	与田川	榎松川	多目的	S42	26	121.2	1,000	200
殿川ダム	小豆島町	伝法川	殿川	多目的	S50	35.6	192	690	320
前山ダム	さぬき市	鴨部川	鴨部川	多目的	S50	38.8	181.5	2,130	320
粟地ダム	小豆島町	安田大川	安田大川	多目的	S56	46	290	780	150
千足ダム	東かがわ市	馬宿川	千足川	多目的	S63	41.4	197	1,850	200
田万ダム	綾川町	綾川	田万川	治水	H2	49	180	1,600	—
吉田ダム	小豆島町	吉田川	吉田川	多目的	H9	74.5	218	2,360	630
門入ダム	さぬき市	津田川	梅檀川	多目的	H11	47.3	202.5	2,900	500
栗井ダム	観音寺市	柞田川	栗井川	多目的	H14	42	135	590	30
内海ダム	小豆島町	別当川	別当川	多目的	H26	43	423	1,060	190
椋川ダム	高松市	香東川	椋川	多目的	R5	88.5	265.5	10,560	1,990
府中ダム	坂出市	綾川	綾川	工業用水	S41	27.5	131	8,500	—
合 計						再開発前		50,276	5,980
						再開発後		45,455	5,994 (内潟対14)

(4) 地下水

本県の水道用水の地下水の利用比率 (令和 4 年度) は、19.3%となっています。

地下水は、水質が比較的安定しており、水温の変化が少なく、大規模な取水施設などを必要としないことから、良質で安価な水源として利用されています。

水道用水水源構成比 (令和 4 年度)

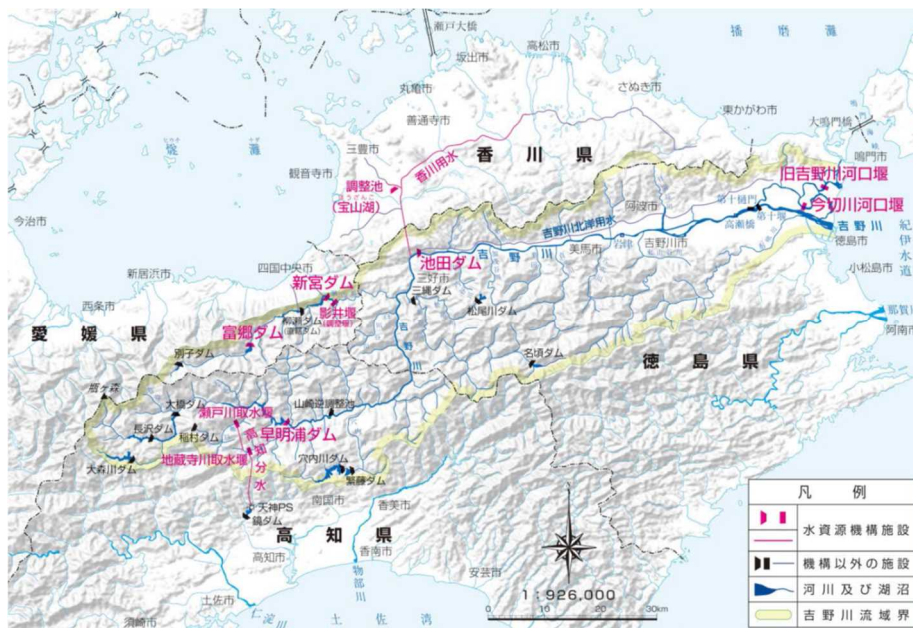


資料) 香川の水道より作成

(5) 香川用水

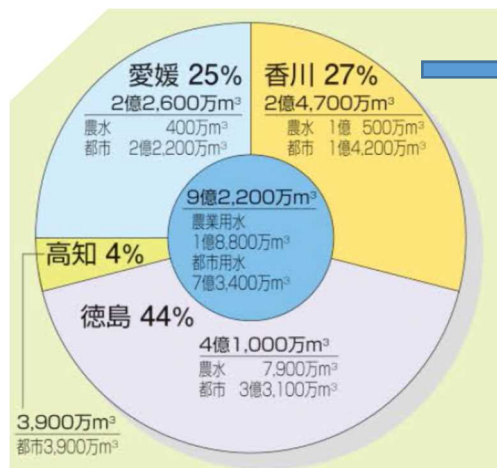
吉野川上流に建設された早明浦ダムによって新たに開発された年間水量8億 6,300 万 m^3 のうち、2億 4,700 万 m^3 の水が、徳島県三好市池田町に建設された池田ダムから、讃岐山脈を貫く8 km のトンネルで香川県三豊市財田町に導かれ、そこから東西に延びる幹線水路等によって県内各所へ送水され、農業用水、水道用水、工業用水として利用されています。

吉野川総合開発計画



資料) (独)水資源機構香川用水管理所

新規用水の4県配分及び香川用水取水量



香川用水計画取水量

用途	取水量(千 m^3 /年)	比率(%)
農業用水	105,000	42.5
水道用水	122,100	49.4
工業用水	19,900	8.1
合計	247,000	100.0

注) 左記の値は早明浦ダム分(863 百万 m^3)と富郷ダム分(59 百万 m^3)を含む。

資料) (独)水資源機構香川用水管理所提供資料を加工

(6) 島しょ部の水道

本県には、116 島の島々(有人島 24、無人島 92)があり、有人島のうち 21 島には海底送水管等で給水を行っていますが、直島町の島々並びに坂出市の櫃石島及び岩黒島は、岡山県側からの給水となっています。また、残り 3 島のうち、2 島は島内で浄水処理が行われており、1 島は水道未普及地域となっています。

第3章 水道の現況

1. 水道の普及状況と水道事業数

本県の水道普及率は、令和4年度末時点で99.3%であり、全国値（98.3%）を1.0ポイント上回っています。

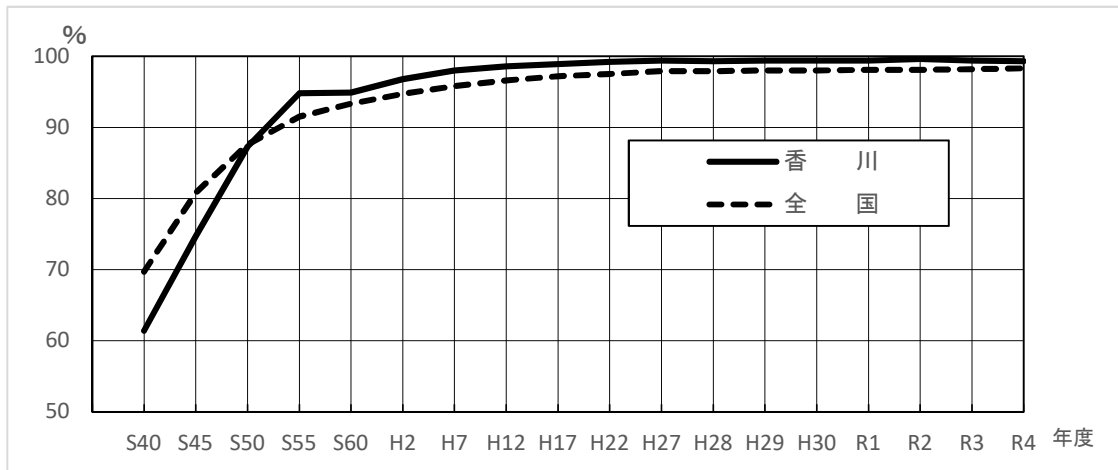
水道事業数は、平成の市町合併以降、ほぼ横ばいでしたが、平成30年度に、直島町を除く県内すべての上水道事業と水道用水供給事業が統合され、香川県広域水道企業団が設立されました。

水道普及状況と水道事業数

年度	総人口 (千人)	給水人口(千人)				水道 普及率 (%)	水道事業数(箇所)				用水供給	
		上水道	簡易水道	専用水道	合計		上水道	簡易水道	専用水道	合計	給水対象 人口 (千人)	事業数 (箇所)
S40	906	459	86	11	556	61.4	24	60	12	96	0	0
S45	909	605	60	13	679	74.7	28	51	19	98	0	2
S50	964	799	34	8	842	87.3	38	32	20	90	656	2
S55	1,000	907	38	3	948	94.8	38	33	16	87	750	2
S60	1,020	935	31	3	969	94.9	39	35	15	89	821	2
H2	1,021	954	32	2	988	96.8	39	34	22	95	841	2
H7	1,024	972	31	1	1,004	98.0	39	33	23	95	858	2
H12	1,020	975	30	1	1,006	98.6	39	31	22	92	943	3
H17	1,008	979	16	1	997	98.9	19	19	21	59	933	2
H22	992	967	17	1	984	99.2	16	18	28	62	959	2
H27	973	953	13	0	966	99.4	16	15	32	63	943	2
H28	968	949	12	0	961	99.3	16	13	33	62	938	2
H29	962	953	3	0	956	99.4	16	2	34	52	936	2
H30	957	948	3	0	951	99.4	1	1	34	36	-	-
R1	950	941	3	0	944	99.4	1	1	37	39	-	-
R2	946	938	3	0	941	99.6	1	1	38	40	-	-
R3	935	926	3	0	929	99.4	1	1	38	40	-	-
R4	927	918	3	0	921	99.3	1	1	35	37	-	-

資料) 香川の水道

水道普及率の推移



資料) 香川の水道

2. 水源の状況

本県の水道水源の内訳は、香川用水などの地表水（表流水、湖沼水）の割合が最も大きく、令和4年度末時点で78.6%を占めており、そのほか、浄水受水が1.4%、地下水（伏流水、井戸水）が約19.9%となっています。

水源内訳（取水量）の推移 (千 m^3)

水道	年度	平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		令和2年度		令和4年度	
	水源												
上水道	表流水	23,869		16,496		25,417		29,818		109,391		104,834	
	湖沼水	14,166		20,204		3,928		2,876		3,968		4,129	
	伏流水	15,259		6,924		6,950		8,250		10,640		8,313	
	井戸水	22,501		29,973		28,058		21,444		18,856		17,847	
	その他	0		0		110		282		35		255	
	浄水受水	70,899		65,803		68,992		65,816		24		28	
	計	146,694		139,400		133,455		128,486		142,914		135,406	
簡易水道	表流水	1,684		1,166		1,516		1,009		114		133	
	湖沼水	211		208		132		88		0		0	
	伏流水	515		240		12		7		0		0	
	井戸水	901		317		335		321		0		0	
	その他	47		44		56		89		0		0	
	浄水受水	647		533		1,913		1,822		1,729		1,846	
	計	4,005		2,508		3,964		3,336		1,843		1,979	
専用水道	表流水	0		0		0		0		0		0	
	湖沼水	13		7		6		0		0		0	
	伏流水	23		0		0		0		0		0	
	井戸水	417		613		897		1,142		1,355		1,376	
	その他	0		0		0		0		0		0	
	浄水受水	(1,195)		(1,179)		(1,118)		(899)		(711)		(736)	
	計	453		620		903		1,142		1,355		1,376	
合計	表流水	16.9%	25,553	12.4%	17,662	19.5%	26,933	23.2%	30,827	74.9%	109,505	75.6%	104,967
	湖沼水	9.5%	14,390	14.3%	20,419	2.9%	4,066	2.2%	2,964	2.7%	3,968	3.0%	4,129
	伏流水	10.5%	15,797	5.0%	7,164	5.0%	6,962	6.2%	8,257	7.3%	10,640	6.0%	8,313
	井戸水	15.8%	23,819	21.7%	30,903	21.2%	29,290	17.2%	22,907	13.8%	20,211	13.9%	19,223
	その他	0.0%	47	0.0%	44	0.1%	166	0.3%	371	0.0%	35	0.2%	255
	浄水受水	47.3%	71,546	46.5%	66,336	51.3%	70,905	50.9%	67,638	1.2%	1,753	1.4%	1,874
	計	100.0%	151,152	100.0%	142,528	100.0%	138,322	100.0%	132,964	100.0%	146,112	100.0%	138,761

※各項目の単位で四捨五入しているため、計で一致しない場合がある。

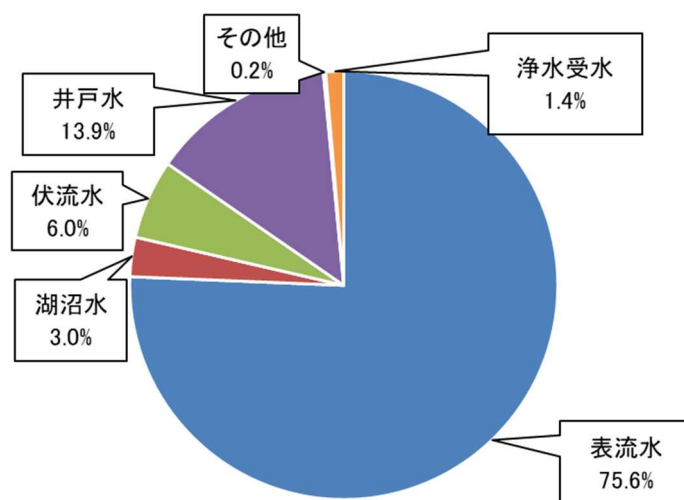
資料) 香川の水道

※上水道及び簡易水道の浄水受水は香川用水又は岡山県側からの供給水である。平成30年度以降は、水道用水供給事業を香川県広域水道企業団が承継したため、浄水受水の比率が減少し、表流水の比率が上昇した。

※平成30年度以降表流水には香川用水が含まれる。

※専用水道の浄水受水は上水道からの供給水であり、その取水量は上水道の取水量に含まれるため、合計には含まない。

水道水源の構成比（令和4年度末時点）



3. 水質維持管理状況

本県の水質検査の実施状況は、全ての事業者が検査の一部又は全部を検査機関に委託しています。

水質検査の実施状況（令和4年度末時点）

事業者	自己検査				共同検査				委託検査			
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
香川県広域水道企業団	●	●	●	●					●	●	●	●
直島町	●									●	●	●

資料）県アンケート調査

- ※A 水道法施行規則第15条第1項第1号イに規定する毎日検査が必要な項目
 B 基準に関する省令に規定する項目のうち毎月検査が必要であって省略不可能な9項目
 C 水質基準に関する省令に規定する項目のうちB以外の項目
 D 平成15年10月10日厚生労働省健康局長通知に規定する水質管理目標設定項目その他の項目
 ※A～Dの各区分の項目のうち一部の項目の検査を委託する場合があるため該当記号の重複がある。

耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等への対策状況については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日厚生労働省健康局水道課長通知）に基づく対策を検討中（未実施）の浄水施設が一部残存しており、当該浄水施設に係る給水人口の割合は3.2%となっています。

クリプトスポリジウム等対策状況（香川県）

年 度	給水人口 (A)	対応不要又は 対応済みの 浄水施設人口 (B)	B/A (%)	対応施設設置 等検討中の 浄水人口 (C)	C/A (%)
平成27年度	969,893	940,748	97.0	29,145	3.0
平成28年度	966,354	935,736	96.8	30,618	3.2
平成29年度	961,085	937,128	97.5	23,957	2.5
平成30年度	955,903	934,662	97.8	21,241	2.2
令和元年度	951,345	928,112	97.6	23,233	2.4
令和2年度	944,247	917,224	97.1	27,023	2.9
令和3年度	941,324	904,991	96.1	36,333	3.9
令和4年度	928,978	899,095	96.8	29,883	3.2

※給水人口は水道統計（前年度）による。

資料）国土交通省「クリプトスポリジウム対策実施状況調査」

4. 簡易専用水道等の管理状況

簡易専用水道の設置者には、水道法の規定により、清掃その他の管理及び法定検査が義務付けられています。

令和4年度における本県の法定検査の受検率は86.2%であり、検査を受けた施設のうち衛生管理状況について指摘を受けた施設の割合は12.3%となっています。

小規模貯水槽水道や飲用井戸については、法令による検査の義務はありませんが、県及び各市において、衛生対策について要綱等を定め、指導を行っています。

簡易専用水道検査実施状況（香川県）

調査年度	検査対象施設数	受検率(%)	未受検率(%)	検査指摘率(%)
平成27年度	1,745	86.3	13.7	15.3
平成28年度	1,671	88.0	12.0	14.1
平成29年度	1,684	86.0	14.0	13.0
平成30年度	1,692	86.7	13.3	13.5
令和元年度	1,692	88.2	11.8	12.1
令和2年度	1,713	87.2	12.8	10.8
令和3年度	1,725	86.4	13.6	10.7
令和4年度	1,732	86.2	13.8	12.3

資料）香川の水道

小規模貯水槽水道・飲用井戸に係る要綱等制定状況

自治体名	要綱等	施行日	対象施設
香川県	香川県飲用井戸等衛生対策要領	昭和63年7月16日	一般飲用井戸、業務用飲用井戸、 小規模貯水槽水道
高松市	高松市飲用井戸等衛生対策要綱	平成11年12月1日	
丸亀市	丸亀市飲用井戸等衛生対策要領	平成25年4月1日	
観音寺市	観音寺市飲用井戸等衛生対策要領	平成25年4月1日	
坂出市	坂出市飲用井戸等衛生対策要領	平成30年4月1日	

5. 水道の管理体制

本県の水道職員の状況は、全体で 458 人となっており、そのうち 313 人が 40 歳以上と全体の 68.3%を占めています。

また、業務委託の状況については、運転管理業務、保守点検・修理業務、水質試験・検査業務など様々な業務が委託されています。

職員の状況（事務職、技術職、技能労務員）（令和 4 年度末時点）（人）

事業者	事務職					技術職					技能労務職					計
	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	
企業団	15	43	54	80	18	27	59	60	84	14	0	0	0	0	0	454
直島町	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4
計	15	44	54	80	19	27	59	60	85	14	0	0	0	0	1	458

※上水道及び簡易水道事業に携わる職員数

資料）水道統計

※技能労務員とは、検針職員、集金職員、技能職員、その他を指す。

※臨時職員、嘱託職員は含まない。

業務委託の状況（令和４年度末時点）

区分	業務名	上水道		簡易水道	
		業務実施事業者数	業務委託事業者数	業務実施事業者数	業務委託事業者数
導水施設	運転管理	1	1	1	0
	保守点検・修理（機械・電気設備）	1	1	1	0
	保守点検・修理（建築設備）	1	0	1	0
浄水施設	運転管理	1	1	1	0
	保守点検・修理（機械・電気設備）	1	1	1	1
	保守点検・修理（建築設備）	1	1	1	0
送配水施設	運転管理	1	1	1	0
	保守点検・修理（機械・電気設備）	1	1	1	1
	保守点検・修理（建築設備）	1	0	1	0
	漏水調査・修理	1	1	1	1
その他	水質試験・検査	1	1	1	1
	警備業務	1	1	1	0
	清掃、除草	1	1	1	1
	給水装置の修繕、応急処置	1	0	1	1
	メーター検針	1	1	1	1
	料金収納・集金	1	1	1	0
	水道施設の設計	1	1	1	1
	窓口業務	1	1	1	0

※一部委託を含む。

資料）県アンケート調査

6. 経年化・耐震化の状況

管路の経年化状況は、全体の 30.8%が法定耐用年数（40 年）を超過しています。

また、管路の耐震化状況は、全体の耐震化率が 13.8%、基幹管路の耐震化率が 25.0%となっています。

管路の経年化状況（令和４年度末時点）

管 路		全 体 (m)	法定耐用年数(40年)超過		管路別割合 (%)
			延長(m)	超過割合(%)	
導水管		219,512	91,939	41.9	4
送水管		608,763	126,743	20.8	5
配水管	配水本管	196,433	130,432	66.4	5
	配水支管	7,105,395	2,158,721	30.4	86
	計	7,301,828	2,289,153	31.4	91
合 計		8,130,103	2,507,835	30.8	100

資料）水道統計

管種別の管路布設状況（令和４年度末時点）

（m）

管 種		導水管	送水管	配水管			合 計
				配水本管	配水支管	計	
鋳鉄管		7,265	4,456	11,267	79,545	90,812	102,533
ダクトイル 鋳鉄管	★耐震型継手	21,702	110,858	40,807	563,658	604,465	737,025
	K形継手等を有するもの のうち良い地盤に布設さ れている	30,616	64,197	36,998	113,496	150,494	245,307
	上記以外	100,862	278,426	104,952	2,591,207	2,696,159	3,075,447
	計	153,180	453,481	182,757	3,268,361	3,451,118	4,057,779
鋼管	★溶接継手	14,836	11,935	1,360	876	2,236	29,007
	上記以外	2,177	8,900	744	60,465	61,209	72,286
	計	17,013	20,835	2,104	61,341	63,445	101,293
石綿セメント管		1,467	2,031	0	16,223	16,223	19,721
硬質塩化 ビニル管	RRロング継手	19	13	0	35,916	35,916	35,948
	RR継手	5,521	12,172	0	554,006	554,006	571,699
	上記以外	25,669	61,011	0	2,649,647	2,649,647	2,736,327
	計	31,209	73,196	0	3,239,569	3,239,569	3,343,974
コンクリート管		0	0	0	0	0	0
鉛管		0	0	0	0	0	0
ポリエチレン 管	★高密度、熱融着継手	6,278	45,434	0	300,912	300,912	352,624
	上記以外	2,247	4,758	0	122,806	122,806	129,811
	計	8,525	50,192	0	423,718	423,718	482,435
ステンレス管	★溶接継手	0	2,693	201	596	797	3,490
	上記以外	295	450	103	3,654	3,757	4,502
	計	295	3,143	304	4,250	4,554	7,992
その他		558	1,429	1	12,388	12,389	14,376
合 計		219,512	608,763	196,433	7,105,395	7,301,828	8,130,103

資料）水道統計

※★は、「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標(PI)「B605 管路の耐震管率」で耐震管に定義されているもの

管路の耐震化状況（令和４年度末時点）

（m）

管 路	導水管	送水管	配水管			合 計	
			配水本管	配水支管	計		うち基幹管路
耐震管	42,816	170,920	42,368	866,042	908,410	1,122,146	256,104
非耐震管	176,696	437,843	154,065	6,239,353	6,393,418	7,007,957	768,604
合 計	219,512	608,763	196,433	7,105,395	7,301,828	8,130,103	1,024,708
耐震化率	19.5%	28.1%	21.6%	12.2%	12.4%	13.8%	25.0%

資料）水道統計

※基幹管路とは、導水管、送水管、配水本管を指す。

※耐震管とは、「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標(PI)「B605 管路の耐震管率」で耐震管に定義されているものを指す。

7. 危機管理対策の実施状況

危機管理に関する計画・マニュアルの策定状況は、洪水対策マニュアル、水質汚染事故対策マニュアル、設備事故マニュアル、停電対策マニュアル、テロ対策マニュアル、渇水対策マニュアルが未策定となっています。

危機管理に関する計画・マニュアル策定状況（令和4年度末時点）

項目		全事業者数	策定済み事業者数	策定率(%)
計画策定状況	応急給水計画	1	1	100
	応急復旧計画	1	1	100
マニュアル策定状況	地震対策マニュアル	1	1	100
	洪水対策マニュアル	1	0	0
	水質汚染事故対策マニュアル	1	0	0
	設備事故マニュアル	1	0	0
	管路事故マニュアル	1	1	100
	停電対策マニュアル	1	0	0
	テロ対策マニュアル	1	0	0
	渇水対策マニュアル	1	0	0

資料) 水道統計

8. 水道料金

企業団では、水道料金は旧水道事業体ごとに原価をもとに決められており、1か月20m³当たりの家庭用料金は、地域間で最大4倍以上のばらつきがあります。令和9年度末までは、旧水道事業体の料金体系を用い、令和10年度に水道料金が統一されます。

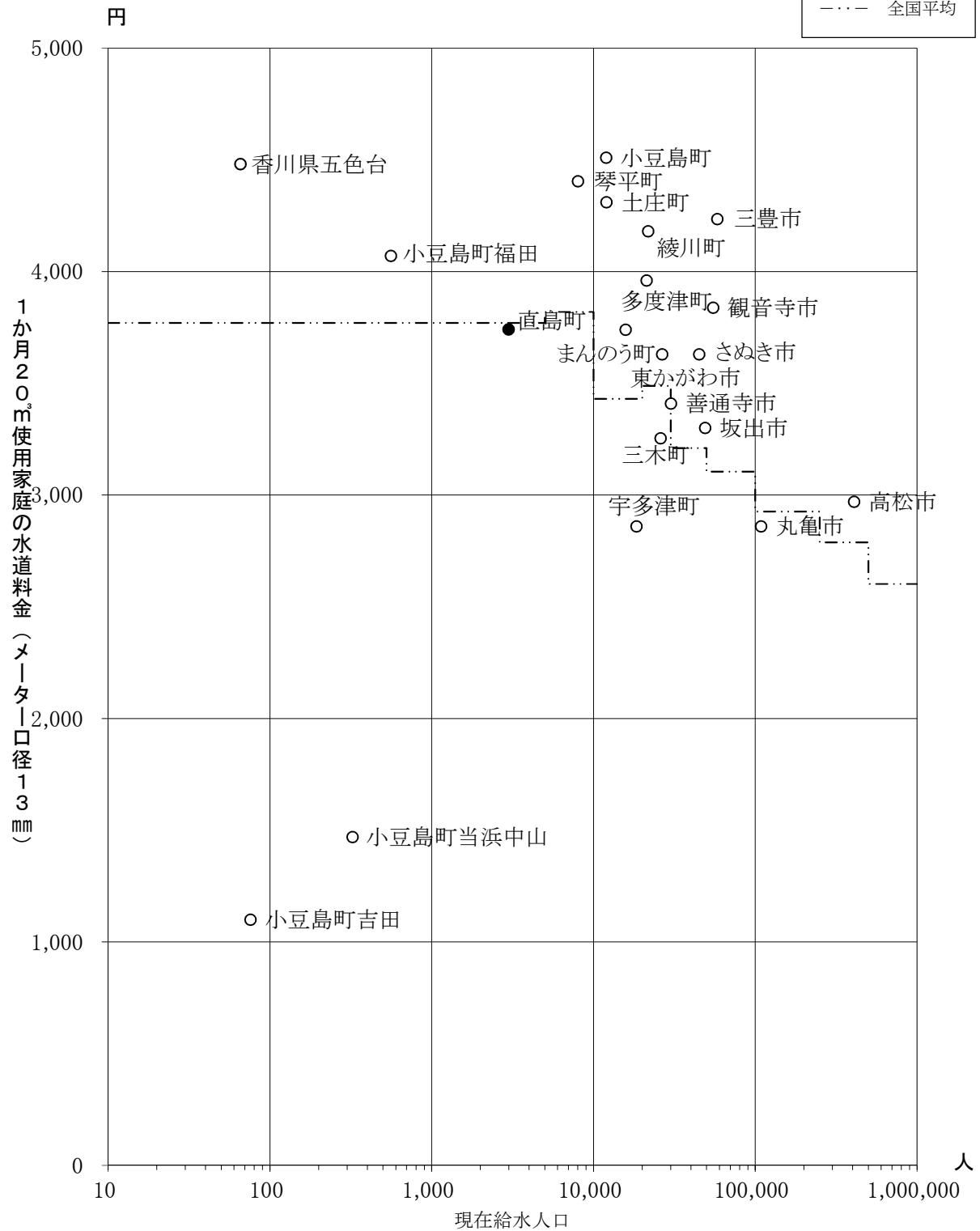
家庭用20m³当たり料金（令和5年4月1日時点）

料金 種別	~1500	1,501~ 2,000	2,001~ 2,500	2,501~ 3,000	3,001~ 3,500	3,501~ 4,000	4,001~ 4,500	4,501~	合 計 (箇所)	平 均 (円)
上 水 道	2	0	0	3	3	5	5	2	20	3,554
簡易水道	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3,740
合 計	2	0	0	3	3	6	5	2	21	3,562

※複数の料金設定を行っている事業者については、それぞれで箇所数を計上した。

資料) 「香川の水道」

家庭用 20 m³ 当たり料金 事業体分布 (令和 5 年 4 月 1 日時点)



※全国平均は、令和 4 年度末時点における上水道の平均値

資料)「香川の水道」

9. 各種計画の策定・実施状況

上水道事業では、アセットマネジメント、簡易水道事業では、地域水道ビジョン、耐震化計画が策定・実施されています。

各種計画の策定・実施状況（令和4年度末時点）

事業者	地域水道ビジョン	アセットマネジメント	水安全計画	耐震化計画
香川県広域水道企業団		●		
直島町	●			●
計	1	1	0	1
合 計	1	1	0	1

※●は策定・実施済を示す。

資料）県アンケート調査

10. 水道広域化に向けた取組及び広域化後の取組状況

本県では、県内の水道事業が抱える様々な課題の解決を図るため、水道の広域化に取り組み、直島町を除く8市8町と県で「香川県広域水道企業団」を平成29年11月に設立して、平成30年4月から業務を開始しています。

県内水道事業者の課題と水道広域化の効果

現 況	課 題
ア 人口減少による給水収益の減少 イ 香川用水の取水制限の頻発化、県内水源の供給力の低下 ウ 施設の老朽化に伴う大量更新 エ 全国平均を大きく下回る施設耐震化 オ 施設整備水準や水道料金に格差 カ 今後熟練職員が定年を迎え大量退職	ア 業務の効率化、経営基盤の強化 イ 香川用水の取水制限等への対応 ウ 施設の計画的な更新 エ 早急な耐震化の推進 オ 施設整備水準やサービスの平準化 カ 職員数の最適化と技術の継承
県内水道事業の 広 域 化	
効 果	
・業務共同化や計画的・効率的な施設更新による更新費削減、料金値上げの抑制 ・水源の一元管理や管理体制強化による安全な水道水の安定供給 ・事業規模拡大による効率的な人員配置や人材育成 ・渇水や災害時の危機管理体制拡大、窓口の利便性拡大	
広域化により、運営基盤の強化や 住民サービス水準の向上を図る。	

水道広域化の検討経緯及び広域化後の取組み

年度	出 来 事
H20	県水道局及び市町水道担当者による水道広域化勉強会を開始(H20.12.25)
H21	トップ政談会(市長グループ)において水道広域化検討開始の要請(H21.11.9) トップ政談会(町長グループ)において知事から水道広域化検討呼びかけ(H21.11.24) 水道関係の専門家による香川県水道広域化専門委員会の設置(H22.2.13)
H22	県内水道のあるべき姿の検討開始 日本水道協会香川県支部から知事へ水道広域化について要望 香川県水道広域化専門委員会から知事へ提言「香川県内水道のあるべき姿に向けて」(H23.3.18)
H23	香川県水道広域化協議会の設置(H23.8)
H24	香川県水道広域化協議会「県内水道の広域化に関する基本方針等の中間とりまとめ」(H25.2.7)
H25	香川県広域水道事業体検討協議会の設置(直島町を除く全市町と県で構成)(H25.4)
H26	香川県広域水道事業体検討協議会「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」(H26.10)
H27	香川県広域水道事業体設立準備協議会(法定協議会)設置(直島町及び2市を除く14市町と県で構成)(H27.4)
H28	香川県広域水道事業体設立準備協議会へ新たに2市が加入(直島町を除く全市町が協議会参加)(H28.4)
H29	香川県広域水道企業団の設立(直島町を除く全市町と県で構成)(H29.11)
H30	香川県広域水道企業団の業務開始(H30.4)
R2	ブロック統括センターの設置(R2.4～6)

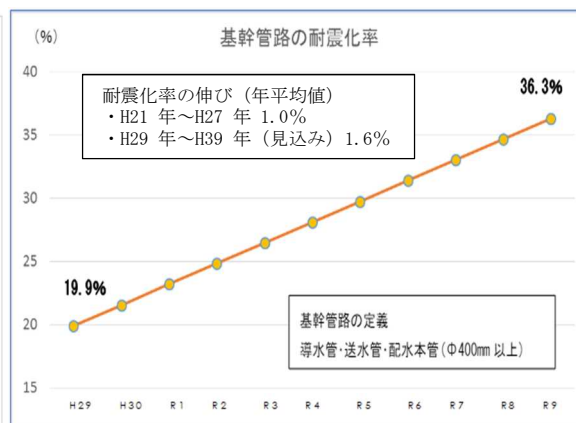
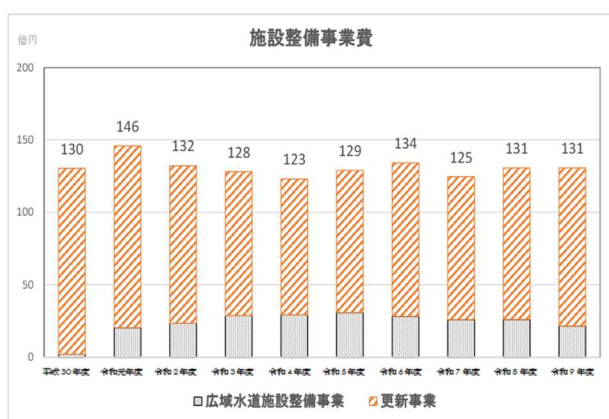
『参考』企業団の事例

① 広域水道施設整備

- ・水道施設等の維持・管理、運営等の効率化により、水道事業の基盤を強化し、円滑な水融通を行うために必要な施設を整備する。
- ・香川用水及び県内自己水源は、水利権水量の範囲内で、効率的に活用する。
- ・施設能力や配水区域等において、合理的かつ経済的と考えられる施設は継続して運用し、統合等により整理できる施設は運用を休止又は廃止する。
- ・施設の再編にあわせ、水源の整理を行う。

② 経年施設更新整備

- ・更新需要のピーク時期や規模を踏まえ、施設区分ごとの状況を踏まえた更新基準を設定し、重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備事業計画を策定する。
- ・統合等により整理できる施設等は休止又は廃止する一方、運営する施設の機能を効率的に活用することにより、更新需要を抑制する。



【施設整備事業費（上水道事業）】

【基幹管路の耐震化率の見通し（上水道事業）】



【浄水場統廃合のイメージ図】

第4章 圏域の区分の設定

本県の圏域の区分は、地理的・社会的な一体性、香川用水の取水制限への対応、水道広域化等の観点から、全県を一つの圏域として設定します。

（全県を一圏域とする理由）

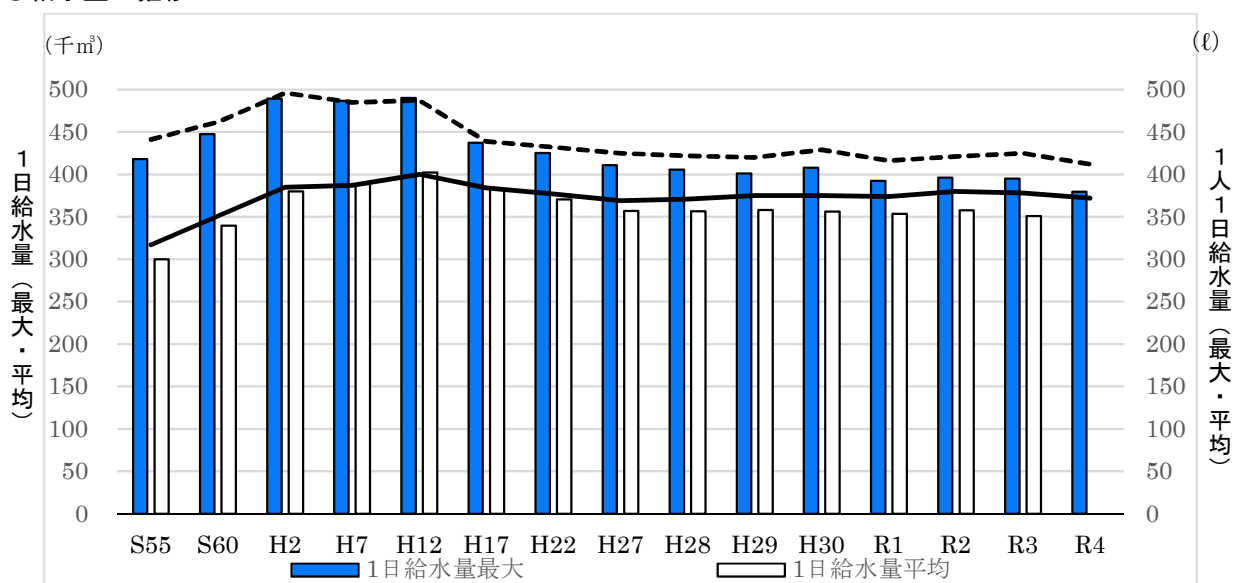
- ① 本県は、全国で最も面積が小さいうえ、道路網が発達しているため、県内の移動時間・距離が比較的短く、地理的な一体性があります。また、高松市を中核に、通勤、通学、買い物、医療などが市町の区域を越えて広域的に行われるなど、社会的な一体性があります。
- ② 本県は、香川用水に水道水源の約半分を依存しており、県内のほぼ全域で利用されています。そのため、香川用水の取水制限時には、減圧給水などの給水制限や島しょ部を含めた応急給水、節水広報などについて全県的な対応が求められることになります。
- ③ 平成30年4月から実施している水道の広域化は、県全域（岡山県側から給水されている直島町を除く。）を対象としています。

第5章 給水量の実績と水需給の見通し

1. 給水量の実績

本県の給水量は、平成12年度までは増加し、それ以降減少傾向となっていました、近年はほぼ横ばいの状況となっています。

○給水量の推移



資料) 香川の水道

○給水量の実績(香川県)

項目	上水道				簡易水道				専用水道 (水源が自己水源のみ)				香川県 計				1日最大 給水量
	1人1日給水量	1日給水量	1人1日給水量	1日給水量	1人1日給水量	1日給水量	1人1日給水量	1日給水量	1人1日給水量	1日給水量	1人1日給水量	1日給水量	1人1日給水量	1日給水量	1人1日給水量	1日給水量	
年度	最大 (ℓ)	平均 (ℓ)	最大 (m³)	平均 (m³)	最大 (ℓ)	平均 (ℓ)	最大 (m³)	平均 (m³)	最大 (ℓ)	平均 (ℓ)	最大 (m³)	平均 (m³)	最大 (ℓ)	平均 (ℓ)	最大 (m³)	平均 (m³)	
S55	444	320	402,798	290,373	306	189	11,568	7,141	1,128	754	3,798	2,540	441	317	418,164	300,055	180,332
S60	463	353	432,714	329,578	352	233	10,871	7,184	1,070	829	3,182	2,466	462	351	447,435	339,619	184,115
H2	494	386	471,205	368,249	452	280	14,310	8,866	1,365	982	3,181	2,287	496	385	489,556	379,971	214,561
H7	481	387	467,151	376,191	506	327	15,510	10,019	2,744	1,686	3,724	2,288	485	387	486,905	388,801	228,825
H12	485	401	472,474	390,811	530	342	15,756	10,188	1,376	948	1,430	985	487	400	490,022	402,237	222,368
H17	435	383	425,691	375,030	554	377	9,126	6,219	1,180	830	1,337	940	439	384	437,288	382,948	203,252
H22	421	370	407,464	357,995	845	616	14,106	10,279	1,857	1,041	1,170	656	432	377	425,420	370,651	231,141
H25	422	366	405,580	350,969	960	674	12,488	8,770	2,240	1,376	1,268	779	434	372	422,710	362,674	226,268
H26	405	360	387,433	344,848	833	713	10,586	9,057	2,239	1,402	1,169	732	415	368	402,762	356,891	221,594
H27	414	362	394,897	345,264	843	689	10,713	8,749	4,345	2,306	1,434	761	425	369	410,820	357,058	202,565
H28	410	363	389,447	344,680	930	747	11,290	9,074	67,889	38,278	1,222	689	422	371	405,546	356,623	205,484
H29	409	367	389,674	349,704	2,152	1,801	6,784	5,680	213,200	116,400	1,066	582	420	375	401,112	358,090	219,293
H30	418	368	396,817	348,515	2,004	1,596	6,158	4,906	268,000	135,800	1,340	679	429	375	407,737	356,279	
R1	404	366	380,356	344,478	1,987	1,765	6,052	5,378	584,700	360,500	2,339	1,442	416	374	392,368	353,547	
R2	410	372	384,644	348,649	2,121	1,699	6,455	5,171	403,600	277,800	2,018	1,389	421	380	396,272	357,536	
R3	415	370	383,834	342,222	2,076	1,719	6,256	5,180	663,200	473,333	1,990	1,420	425	378	395,112	350,843	
R4	401	363	368,090	333,408	2,069	1,815	6,182	5,422	664,033	468,000	1,992	1,404	412	372	379,739	342,559	

※各項目の単位で四捨五入しているため、計で一致しない場合がある。

資料) 香川の水道

※専用水道の水源のうち浄水受水は上水道からの供給水であり、その給水量は上水道の給水量に含まれるため、合計には含まない。

2. 水需給の見通し

(1) 水道水の需要量

【考え方】

目標年度（令和 12 年度）及び中間年度（令和 6 年度）の県全域の需要量を推計します。

需要量の算出に当たっては、平成 18 年度から平成 27 年度までの実績給水量のデータから用途別・市町別に回帰分析を行い、将来水量を各々に予測し、これらの総和をもとにして推計します。

推計を行う際の人口予測は、平成 18 年度から平成 27 年度までの給水区域内人口のデータから市町別に時系列推計で算出することを基本とします。

(2) 水道水の供給可能量

【考え方】

通常時及び異常渇水時の 2 パターンを想定し、各パターンにおける県外水源及び県内水源の供給可能量の評価を踏まえ、各パターンごとに供給可能量を推計します。

○供給可能量の評価

	供給可能量の評価		考え方
	県外水源	県内水源	
通常時	100%	100%	県内水道事業の認可値
異常渇水時	49%	約 60% ～ 約 90%	【県外水源】吉野川水系水資源開発基本計画（フルプラン）中間評価（平成 21 年 7 月）における早明浦ダムの供給可能量の評価から設定 【県内水源】昭和 61 年（昭和 61 年から平成 27 年の 30 年間で 3 位の渇水年）を渇水基準年とし、同年の水系ごとの流入量等の減少率から設定

(3) 水需給の見通し

需要量は給水人口の減少に伴い、また、供給可能量は不安定な水源の廃止等により、平成 27 年度を基準として、令和 6 年度、令和 12 年度のいずれにおいても、減少が見込まれます。

なお、過不足水量については、通常時では不足は見込まれませんが、異常渇水時では令和 6 年度には 28,920 m³、令和 12 年度には 14,630 m³の不足が見込まれます。

水道水の需要予測と供給の見通し

需要予測								供給の見通し					
年度	給水区 域 内人口	給水 普及率	給水人口	1人1日給水量		1日給水量		総配水量	既開発 水量	開発見込 水量	廃止見込 水量	過不足 水量	開発見込水系名 及び開発見込水量、 廃止見込水量
				(L/人・日)		(m³/日)							
	最大	平均	最大	平均	(m³/年)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	(⑨+⑩+ ⑪)÷⑥	
平成 27 年度	970,757	99.55	966,354	425	369	410,820	357,063	130,685,000	581,070			170,250	
									382,291			▲ 28,529	
令和 6 年度	911,061	99.86	909,794	438	381	398,666	346,744	126,561,485	581,070	7,200	▲ 20,290	169,314	・香東川水系 (柗川ダム 7,200m³:試験湛水中) ・▲県内井戸等
									382,291	5,674	▲ 18,928	▲ 29,629	
令和 12 年度	881,147	100.00	881,147	437	380		334,725	122,174,550	567,980	1,800		185,050	・香東川水系 (柗川ダム 7,200m³→9,000m³) ・香東川水系 (柗川ダム評価値 5,674m³→7,092m³)
									369,037	1,418		▲ 14,275	

<凡例> :通常時 :異常渇水時

R6現在、五名ダムの再開発が実施中であり、完成時には、渇水対策容量約14,000m³を確保予定
※値は全て給水量ベース

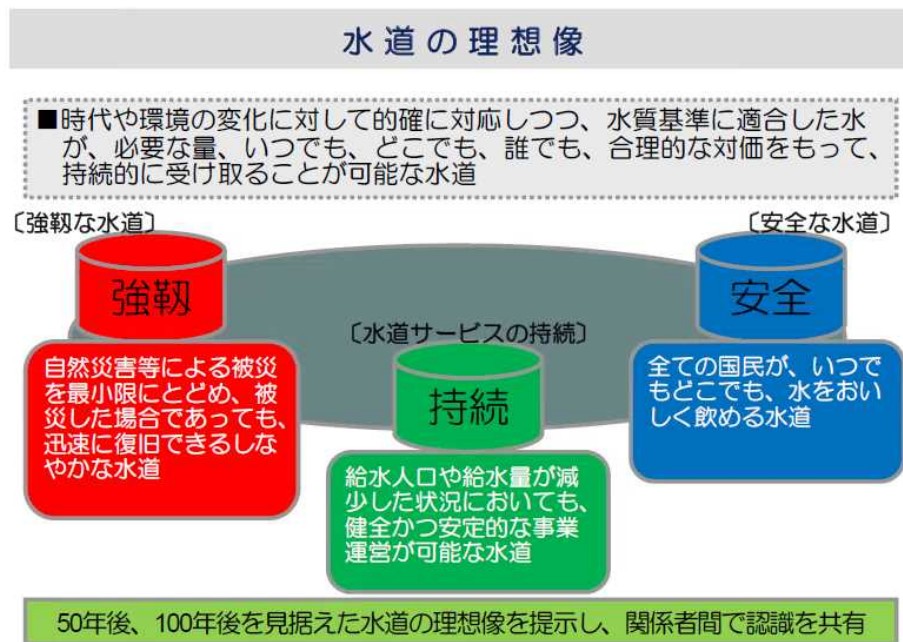
第6章 現状分析と評価、課題の抽出

1. 現状分析と評価、課題の抽出の考え方

国の新水道ビジョンが設定している水道の理想像の3本柱である「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から現状分析と評価を行い、課題を抽出します。

- ① 安全 「水道水の安全性が確保されているか。」
- ② 強靱 「災害の影響を最小限にとどめ、給水の確実性が確保されているか。」
- ③ 持続 「供給体制の持続性が確保されているか。」

○国の新水道ビジョンにおける水道の理想像



資料）厚生労働省「新水道ビジョン」

2. 現状分析と評価、課題の抽出

水道の現況及び水需給の見通しを踏まえ、現状の分析と評価を行い、課題を整理します。

なお、現状の評価に当たっては、（公社）日本水道協会規格として策定された「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に規定されている業務指標（PI）を活用します。

【業務指標を用いた評価方法】

令和4年度水道統計を用いて、本県の業務指標値（各市町の業務指標値の平均、H30年以降は香川県広域水道企業団の値）を算出し、全国値と比較・評価することにより、県内水道事業の課題を整理します。

比較・評価を行うための全国値は、（公財）水道技術研究センター等から公表されている令和4年度の全国50%値（全国の業務指標値を小さい順に並べたときの中間値）を使用します。

なお、全国値より優位性がある指標を「○」、全国値と等しい指標を「－」、全国値より劣る指標を「▲」と記載しています。

(1) 安全

(観点) 水道水の安全性が確保されているか。

- ア 水質管理体制の充実
- イ 水源汚染リスクへの対策
- ウ 簡易専用水道への対応

ア 水質管理体制の充実

① 水安全計画の策定状況

香川県広域水道企業団の設立により 1 事業者となったため、水安全計画の策定率は 0%となっており、H27 年度の 16.7%から低下しています。全国値 (50.5%) より劣っている状況です。

なお、香川県広域水道企業団では、令和 5 年度に水安全計画が策定され、現在は水質管理体制が整っている状況です。

		事業者数	策定済	策定率 (%)	全国値との優位性
香川県	H27	18	3	16.7	▲
	R4	1	0	0	▲
全 国	H27	1,344	278	20.7	
	R4	1,306	659	50.5	

資料) 全国水道関係担当学会議資料、水道統計

環境省「水道水質基準の逐次改正に関する調査等一式 報告書」

② 鉛製給水管の残存状況

鉛製給水管の使用世帯割合は 35.7%から 29.6%と減少しているものの、全国値も 6.0%から 3.9%と減少しており、全国値より劣っている状況です。

		残存延長 (km)	残存件数	世帯数	使用世帯割合 (%)	全国値との優位性
香川県	H26	375.0	140,352	392,779	35.7	▲
	R4	298.4	119,720	405,068	29.6	▲
全 国	H26	5,657.2	3,025,455	50,536,041	6.0	
	R4	3,409.2	2,032,751	54,789,552	3.7	

資料) 水道統計 (使用世帯割合は水道統計を基に本県で推計)

課 題
① 水源から給水栓までの統合的アプローチによる水質管理を実現し、水道水の安全性を一層高めるためには、水道事業者が水安全計画を策定し、運用を行うことが必要です。 しかし、人員不足や計画作成手順が複雑なことなどが課題となっています。 ② 給水管からの鉛の溶出による健康被害の防止を図るためには、鉛製給水管の早期解消を行う必要があります。 しかし、給水管は私有財産であり、敷地内の配管にも使用されているため、水道事業者の取組みだけでは解消困難であることが課題となっています。

イ 水源汚染リスクへの対策

① 業務指標

水源の水質事故件数は、全国 50%値と同様 0 件です。

番号	業務指標 (PI)	香川県		全国値 [50%値]		全国値との優位性
		H26	R4	H26	R4	
A301	水源の水質事故件数 (件)	0	0	0	0	—

② クリプトスポリジウム等対策状況

クリプトスポリジウム等対策を検討中（未実施）の浄水施設に係る給水人口の割合は 3.0%から 3.2%と増加しており、全国値が 2.8%から 2.1%と低下しているのとは比べて、劣っている状況です。

		給水人口 (A)	対応不要又は 対応済みの 浄水施設人口 (B)	B / A (%)	対応施設設置 等検討中の 浄水人口 (C)	C / A (%)	全国との 優位性
香川県	H27	969,893	940,748	97.0	29,145	3.0	▲
	R4	928,978	899,095	96.8	29,883	3.2	▲
全 国	H27	124,266,130	120,820,286	97.2	3,445,844	2.8	
	R4	122,903,703	120,269,819	97.9	2,633,884	2.1	

※給水人口は水道統計（各前年度）による。

資料）全国水道関係担当国会議員資料

環境省「水道水質基準の逐次改正に関する調査等一式 報告書」

課 題
① 水源の水質事故などによる取水停止を防ぐためには、日常における原水の水質管理などを、引き続き、適正に行っていく必要があります。 そのためには、浄水場でのリスク管理や水道水源の保全に関する取組みを、継続して、実施していくことが必要です。 ② クリプトスポリジウム等対策としては、紫外線照射装置やろ過施設などの施設整備、原水の水質監視の徹底などの対策を講じる必要があります。 しかし、人員や財源の不足などが課題となっています。

ウ 簡易専用水道への対応

① 簡易専用水道法定検査受検状況

簡易専用水道の法定検査の受検率は 86.3%から 86.2%とほぼ変わらず、全国値が 78.3%から 78.0%と低下しているのに比べて優位性がある状況です。

		検査対象施設数	受検率 (%)	未受検率 (%)	検査指摘施設数 (%)	全国との 優位性
香川県	H27	1,745	86.3	13.7	15.3	○
	R4	1,732	86.2	13.8	12.3	○
全 国	H27	208,798	78.3	21.7	23.8	
	R4	206,856	78.0	22.0	22.4	

資料) 国土交通省「貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況調査」
香川の水道

課 題
① 水質事故による健康被害の発生を防ぐためには、簡易専用水道に対する法定検査の受検率を向上させる必要があります。 しかし、簡易専用水道設置者の検査義務に対する認識不足などが課題となっています。

(参考)

各種水道における衛生規制概念図

← 一般の需要に応じて供給 →		← 特定の需要に対して供給 →	
水道事業	上水道事業 計画給水人口5001人以上	専用水道 給水人口101人以上又は 1日最大給水量が20m ³ を超える	
	簡易水道事業 計画給水人口101人以上5000人以下		
	計画給水人口100人以下の水道 (飲料水供給施設等)	飲用井戸	貯水槽水道 簡易専用水道 貯水槽合計容量が 10m ³ を超える 小規模貯水槽水道
← 各種水源 →			← 水道事業からの供給水 →

網掛けあり: 水道法の規制対象

網掛けなし: 水道法の規制対象外で、地方公共団体が必要に応じて衛生対策を定めるもの

(2) 強 韌

(観点) 災害の影響を最小限にとどめ、給水の確実性が確保されているか。

ア 水道施設の耐震化の推進

イ 災害時の危機管理体制の整備

ア 水道施設の耐震化の推進

① 水道施設の耐震化の状況

浄水施設の耐震化率は 21.7% から 60.6% と増加しており、全国値が 25.8% から 43.4% と増加しているのと比べて優位性がある状況です。

全国値と比べて下回るものの、平成 27 年と比べて基幹管路の耐震化率は 15.6% から 25.0%、配水池の耐震化率は 46.6% から 61.2% と増加しています。

		基幹管路		浄水施設 (%)	配水池 (%)	全国との 優位性
		耐震適合率 (%)	耐震化率 (%)			
香川県	H27	37.4	15.6	21.7	46.6	▲
	R4	37.9	25.0	60.6	61.2	▲
全 国	H27	37.2	23.6	25.8	51.5	
	R4	42.3	28.2	43.4	63.5	

資料) 厚生労働省、国土交通省公表資料

※基幹管路の耐震化率は、耐震管（地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管）の割合

※基幹管路の耐震適合率は、耐震管に耐震適合管（耐震管以外でも管路の布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管）を含めた割合

※浄水施設の耐震化率は、全施設能力に対する耐震化能力の割合

※配水池の耐震化率は、全施設容量に対する耐震化容量の割合

課 題
① 地震に強い水道の整備を図るためには、昭和 40 年代から 50 年代に多く布設、設置された耐震性の低い管路や施設を中心に、計画的な耐震化を図る必要があります。 ② 能登半島地震で水道施設が甚大な被災を受けたため、本県でも基幹管路をはじめとした管路の更新・耐震化が急務となっています。 また、令和 6 年 11 月に「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」が公表され、重要給水施設に接続する上下水道管等施設の耐震化率に着目した耐震化の推進が、喫緊の課題となりました。 しかし、人員や財源の不足が課題となっています。

イ 災害時の危機管理体制の整備

① 業務指標

配水池貯留能力は 1.02 から 1.29 日、燃料備蓄日数は 0.3 から 1.3 日と増加しており、いずれも全国 50%値が 0.99 から 1.04 日、0.7 日から 0.8 日と増加しているのに比べて優位性がある状況です。応急給水施設の密度は 11.3 から 9.2 箇所/100 km²、車載用給水タンクの保有度は 0.33 から 0.16 m³/1000 人と減少していますが、いずれも全国 50%値が増加した値 8.2 から 9.2 箇所/100 km²、0.11 から 0.13 m³/1000 人と比べて同等又は、優位性がある状況です。

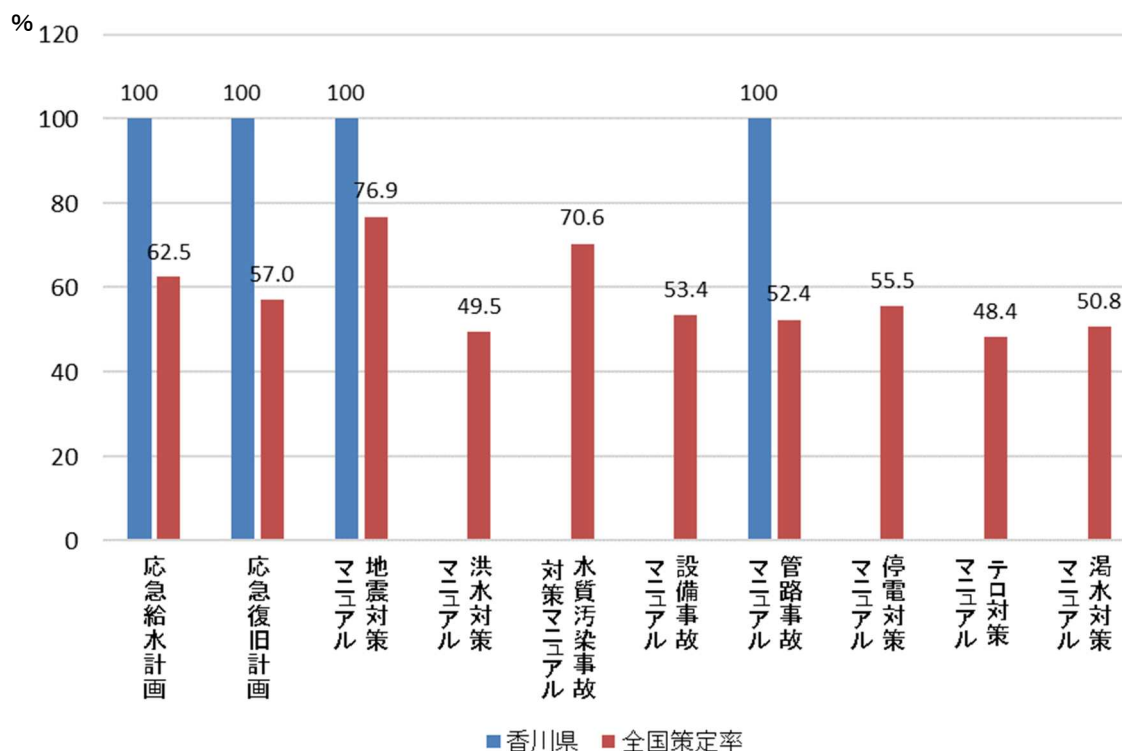
一方で、給水車の保有度は 0.0071 から 0.0087 台/1000 人と増加していますが、全国 50%値が 0 から 0.01 台/1000 人と増加しているのに比べて劣っている状況です。薬品備蓄日数は 27.1 から 22.2 日と減少しており、全国 50%値が 29.4 から 29.9 日と増加しているのに比べて劣っている状況です。

番号	業務指標 (PI)	香川県		全国値 [50%値]		全国値との優位性	
		H26	R4	H26	R4	H26	R4
B611	応急給水施設密度 (箇所/100 km ²)	11.3	9.2	8.2	9.2	○	—
B113	配水池貯留能力 (日)	1.02	1.29	0.99	1.04	○	○
B612	給水車保有度 (台/1000 人)	0.0071	0.0087	0	0.01	○	▲
B613	車載用の給水タンク保有度 (m ³ /1000 人)	0.33	0.16	0.11	0.13	○	○
B609	薬品備蓄日数 (日)	27.1	22.2	29.4	29.9	▲	▲
B610	燃料備蓄日数 (日)	0.3	1.3	0.7	0.8	▲	○

② 危機管理に関する計画・マニュアルの策定率

香川県広域水道企業団の設立により、令和４年度の応急給水計画、応急復旧計画の策定率はともに 100%となっており、いずれも全国値（62.5%、57.0%）と比べて優位性がある状況です。

各種危機管理マニュアルの策定状況については、地震対策マニュアル、管路事故マニュアルは作成済みで 100%となっており、残るマニュアルについても現在作成中です。



資料) 水道統計

課 題
① 大規模な災害時に、迅速な応急給水確保や早期復旧等を行い、県民生活への影響を最小限にとどめるためには、非常用・緊急用施設・設備の整備や機能・能力の向上を図る必要があります。 また、災害時にも迅速・確実に水道水の供給を行うためには、必要な薬品、燃料などを確保しておく必要があります。 しかし、財源や保管場所の不足が課題となっています。 さらに、圏域内での対応が困難な場合に備えるための広域的な連携体制の構築も課題となっています。 ② 自然災害、水質事故、渇水など様々な危機事象に迅速に対応するためには、危機管理マニュアル等の整備を進める必要があります。

(3) 持 続

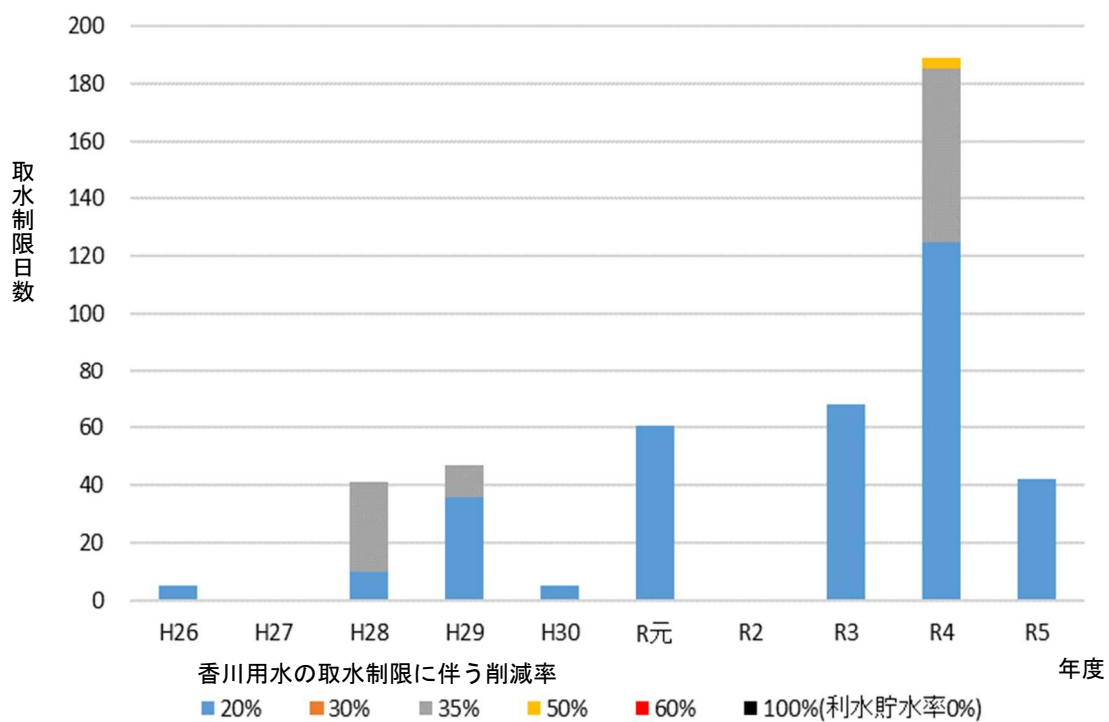
(観点) 供給体制の持続性が確保されているか。

- ア 渇水時における安定した水道水の確保
- イ 水道施設の計画的な改良・更新
- ウ 水道技術の継承と確立
- エ 経営基盤の強化
- オ 水道料金の平準化
- カ 環境負荷の低減

ア 渇水時における安定した水道水の確保

① 香川用水の取水制限実施状況

直近 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）のうち、8 年で香川用水の取水制限が行われ、うち 3 年は減圧給水などの給水制限が実施されています。



※H28、H29、R4 年度は、香川用水取水制限に伴う給水制限が実施されている。

② 水需給の見通し

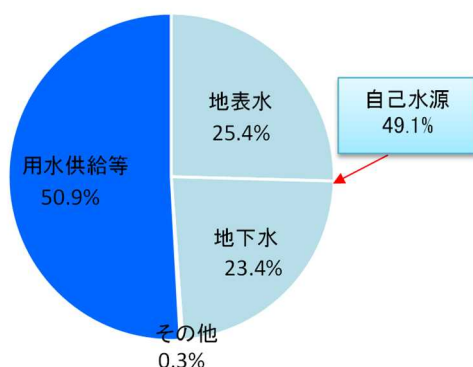
異常渇水時には、中間年度の令和 6 年度、最終年度の令和 12 年度のいずれにおいても、需要量に対して供給可能量の不足が見込まれます。

	1 日最大給水量 (m ³ /日)	供給可能量 (m ³ /日)	過不足水量 (m ³ /日)
令和 6 年度 (推計)	398, 666	369, 746	▲28, 920
令和 12 年度 (推計)	384, 730	370, 100	▲14, 630

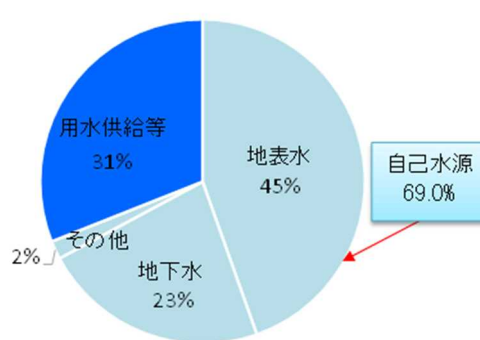
③ 自己水源の状況

香川県は、約半分が県外水源である香川用水を使用している状況です。

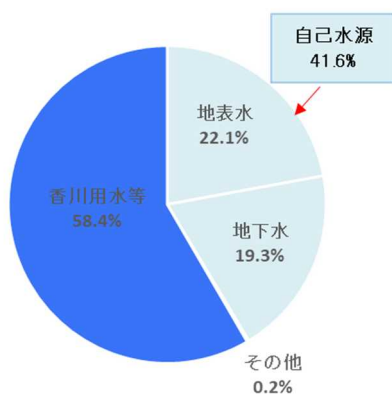
香川県(平成 27 年度末)



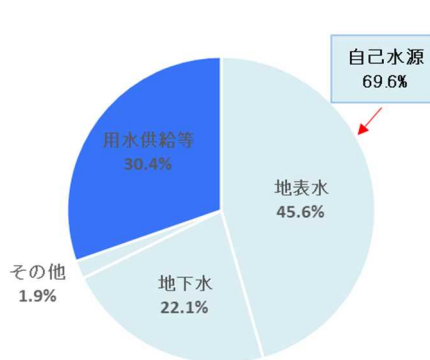
全国(平成 26 年度末)



香川県(令和 4 年度末)



全国(令和 3 年度末)



資料) 水道統計

課 題
①② 香川用水の取水制限が頻発するなか、渇水による県民生活への影響を最小限にとどめるためには、安定した水資源の確保と供給を図る必要があります。 しかし、近年、雨の多い年と少ない年との差が大きく、年間無降水日数が増加しているため、水源施設の利水安全度が低下していることが課題となっています。 ③ また、自己保有水源率が低いため、香川用水の取水制限の影響を受けやすいことも課題となっています。

イ 水道施設の計画的な改良・更新

① 業務指標

法定耐用年数超過浄水施設率は 1.4%から 5.7%、法定耐用年数超過管路率は 14.5%から 30.8%とともに増加しており、いずれも全国 50%値 0%から 0%、6.1%から 20.2%と比べて劣っている状況です。また、漏水率は 7.2%から 3.2%と低下しており、全国 50%値が 3.7%から 3.8%と増加しているのに比べて、優位性がある状況です。

番号	業務指標 (PI)	香川県		全国値 [50%値]		全国値との 優位性	
		H26	R4	H26	R4	H26	R4
B501	法定耐用年数超過浄水施設率 (%)	1.4	5.7	0	0	▲	▲
B503	法定耐用年数超過管路率 (%)	14.5	30.8	6.1	20.2	▲	▲
B110	漏水率 (%)	7.2	3.2	3.7	3.8	▲	○

② アセットマネジメント実施状況

香川県広域水道企業団の設立により、アセットマネジメントの実施率は 55.6%から 100%と増加しており、全国値が 67.5%から 90.8%に増加しているのと比べて優位性がある状況です。

		事業者数	実施済み	実施率 (%)	全国値との 優位性
香川県	H29	18	10	55.6	▲
	R4	1	1	100.0	○
全国	H29	1,440	972	67.5	
	R4	1,385	1,258	90.8	

※H29 全国値は平成 28 年 1 月末時点

資料) 水道統計、全国水道関係担当者会議資料、全国水道主管課長会議資料

課 題
①② 水道施設の老朽化が進むなか、安定した給水を続けるためには、中長期の更新需要・財政収支見通しに基づく計画的な施設・設備の更新と財源の確保が必要です。 しかし、人員や財源の不足が課題となっています。

ウ 水道技術の継承と確立

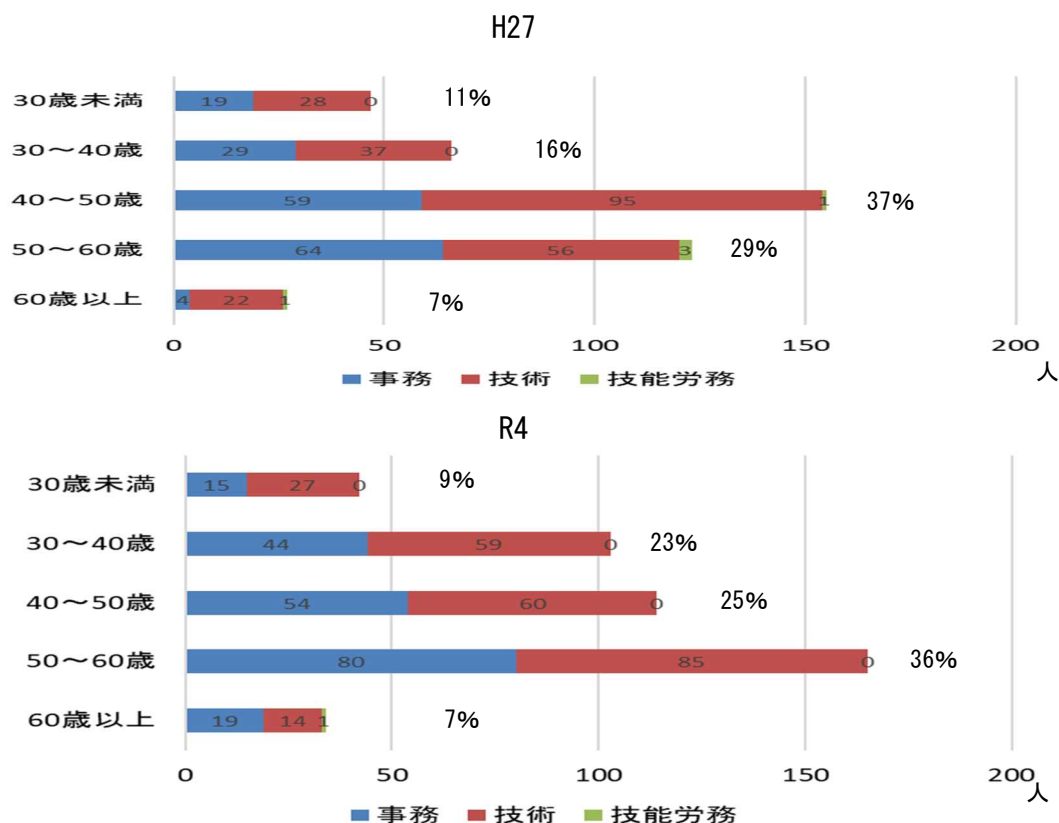
① 業務指標

技術職員率は22.3%から45.9%と増加しており、全国50%値が37.5%から36.4%と低下しているのと比べて優位性がある状況です。

番号	業務指標 (PI)	香川県		全国値 [50%値]		全国値との 優位性	
		H26	R4	H26	R4	H26	R4
C204	技術職員率 (%)	22.3	45.9	37.5	36.4	▲	○

② 年齢別職員数

水道職員の年齢別構成比は、40歳以上50歳未満が37%から25%、50歳以上60歳未満が29%から36%、60歳以上が7%から7%となっており、40歳以上の職員の割合は73%から68%に低下しています。一方50歳以上の職員の割合は、36%から43%と増加しており、職員の高齢化が進んでいる状況です。



※上水道及び簡易水道並びに水道用水供給事業に携わる職員数
 ※技能労務とは、検針職員、集金職員、技能職員、その他を指す。
 ※臨時職員、嘱託職員は含まない。

資料) 水道統計

課 題
①② 近い将来、職員の大量退職が見込まれるなか、水道事業を的確に管理運営できる技術力の継承を図るためには、中長期的な視点に立った人材の確保・育成が必要です。 しかし、そのような人事管理は単独では実施困難であることが課題となっています。

エ 経営基盤の強化

① 業務指標

収益性に関する経営指標は、営業収支比率が 114.5%から 98.4%、経常収支比率が 113.7%から 105.9%、全国 50%値もそれぞれ 104.7%から 93.9%、111.0%から 108.5%と低下しています。総収支比率は 111.4%から 105.6%と低下した一方、全国 50%値は 107.5%から 108.3%と増加しています。営業収支比率については、全国値に比べて優位性がある状況です。

費用に関する経営指標は、給水収益に対する職員給与費の割合が 11.5%から 16.1%に増加した一方、全国 50%値は 12.0%から 11.2%に低下しています。給水収益に対する企業債利息の割合は 7.0%から 3.8%、全国 50%値も 7.5%から 4.4%と低下しています。給水収益に対する減価償却費の割合は 32.5%から 46.6%、全国 50%値も 40.4%から 47.6%と増加しています。給水収益に対する企業債利息の割合、給水収益に対する減価償却費の割合について、優位性がある状況です。

財務比率に関する経営指標は、流動比率が 501.3%から 347.4%、全国 50%値も 361.3%から 351%と低下しています。自己資本構成比率は 65.0%から 74.3%と増加しているのに比べて、全国 50%値は 67.9%から 52.6%に低下しています。自己資本構成比率について優位性がある状況です。

番号	業務指標 (PI)	香川県		全国値 [50%値]		全国値と の優位性	
		H26	R4	H26	R4	H26	R4
C101	営業収支比率 (%)	114.5	98.4	104.7	93.9	○	○
C102	経常収支比率 (%)	113.7	105.9	111.0	108.5	○	▲
C103	総収支比率 (%)	111.4	105.6	107.5	108.3	○	▲
C108	給水収益に対する職員給与費の割合 (%)	11.5	16.1	12.0	11.2	○	▲
C109	給水収益に対する企業債利息の割合 (%)	7.0	3.8	7.5	4.4	○	○
C110	給水収益に対する減価償却費の割合 (%)	32.5	46.6	40.4	47.6	○	○
C118	流動比率 (%)	501.3	347.4	361.3	351	○	▲
C119	自己資本構成比率 (%)	65.0	74.3	67.9	52.6	▲	○

② アセットマネジメント実施状況【再掲】

香川県広域水道企業団の設立により、アセットマネジメントの実施率は 55.6%から 100%と増加しており、全国値が 67.5%から 90.8%に増加しているのと比べて優位性がある状況です。

		事業者数	実施済み	実施率(%)	全国値との優位性
香川県	H29	18	10	55.6	▲
	R4	1	1	100.0	○
全 国	H29	1,440	972	67.5	
	R4	1,385	1,258	90.8	

※H29 全国値は平成 28 年 1 月末時点

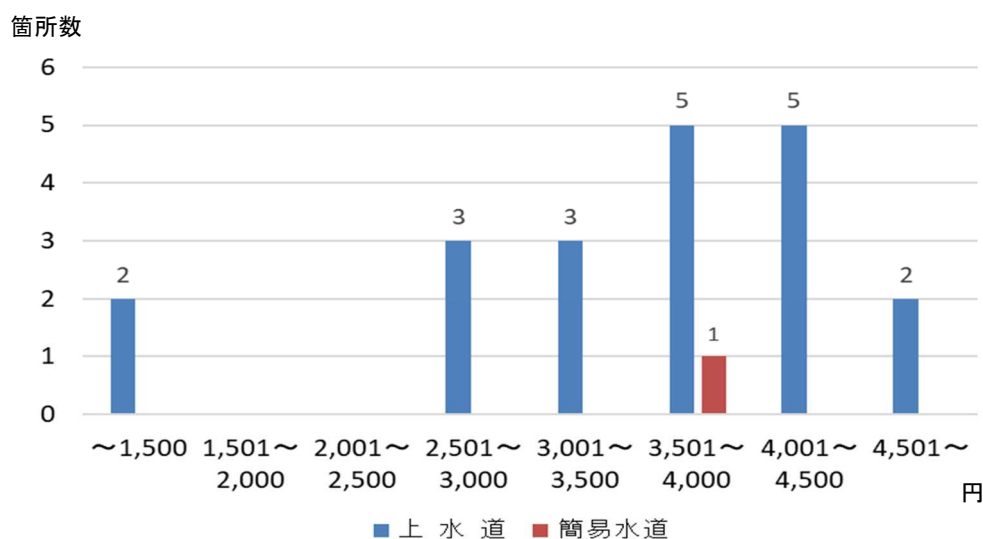
資料) 水道統計、全国水道関係担当者会議資料、全国水道主管課長会議資料

課 題
①② 現時点での経営状況は、全国と比較すると項目によっては劣っており、水道事業を取り巻く環境が厳しくなるなか、今後も事業経営の健全性を維持し、将来にわたり安定的な水道水の供給を図るためには、経営基盤の強化が必要です。 しかし、人員や財源の不足が課題となっています。

オ 水道料金の平準化

① 家庭用 20 m³当たり料金（令和 5 年 4 月 1 日時点）

1 か月 20 m³当たりの家庭用料金で比較した水道料金は、最高 5,170 円、最低 1,100 円と地域間で格差が生じている状況です。



資料)「香川の水道」

※複数の料金設定を行っている事業者については、それぞれで箇所数を計上した。

② 業務指標

上水道の 1 か月 20 m³当たりの家庭用料金は 3,557 円から 2,970 円となっており、全国 50%値 3,024 円から 3,190 円と増加しているのと比べると優位性がある状況です。簡易水道の 1 か月 10 m³当たりの家庭用料金は 1,760 円となっており、全国 50%値 1,333 円と比べると劣っている状況です。

番号	業務指標 (PI) 上水道	香川県		全国値 [50%値]		全国値との 優位性	
		H26	R4	H26	R4	H26	R4
C117	1 か月 20 m ³ 当たり家庭用料金 (円)	3,557	2,970	3,024	3,190	▲	○

簡易水道	香川県	全国値 [50%値]	全国値との 優位性
	R4	R4	R4
1 か月 10 m ³ 当たり家庭用料金 (円)	1,760	1,333	▲

課 題
①② 利用者に不公平感のない水道サービスの提供を行うためには、施設整備水準や水道料金の格差を是正する必要があります。
しかし、今後、老朽施設の大規模な更新が見込まれるなか、水道料金を合理的な金額に抑えつつ格差を是正することは困難であることが課題となっています。

カ 環境負荷の低減

① 業務指標(平成 26 年度末時点)

配水量 1 m³当たりの消費エネルギーは 3.76 から 4.20MJ/m³と増加していますが、全国 50%値が 4.47 から 4.44MJ/m³と減少しているのに比べて優位性がある状況です。

配水量 1 m³当たりの二酸化炭素排出量は 255 から 160g・CO₂/m³、全国 50%値も 250 から 193g・CO₂/m³とどちらも減少しており、全国値に比べて優位性がある状況です。

番号	業務指標 (PI)	香川県		全国値 [50%値]		全国値との 優位性	
		H26	R4	H26	R4	H26	R4
B302	配水量 1 m ³ 当たり消費エネルギー(MJ/m ³)	3.76	4.20	4.47	4.42	○	○
B303	配水量 1 m ³ 当たり二酸化炭素排出量 (g・CO ₂ /m ³)	255	160	250	193	▲	○

課 題
① 環境負荷の低減を図るためには、水道事業における省エネルギー対策などを推進する必要があります。 そのためには、小規模の浄水場が多く、浄水場ごとに浄水処理が行われていることなどにより、施設稼働に伴う消費エネルギー量が大きくなっていることが課題となっています。

第7章 将来目標の設定とその実現方策

1. 水道の理想像

現状と課題を踏まえ、今後目指すべき本県水道の理想像を設定します。

「将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できる水道」

理想像の実現に向けた県内水道事業者等の取組みの基本方針を、次のとおり設定します。

安全	水道水の安全性を確保する。
強靱	災害の影響を最小限にとどめ、給水の確実性を確保する。
持続	供給体制の持続性を確保する。

2. 理想像の実現方策

(1) 水道の基盤強化

水道事業者が抱える課題に、各水道事業者が単独で対応するには限界があり、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できる運営基盤を確立するためには、「広域連携」、「適切な資産管理」、「官民連携」を推進する必要があります。

本県では、次の水道事業者の水道事業等を統合するため、平成29年11月に香川県広域水道企業団を設立し、平成30年4月から業務を開始しています。

今後、水道広域化の効果を活かして「適切な資産管理」、「官民連携」にも取り組み、本県水道の理想像の実現を図ります。

水道事業者	統合する事業	統合後の事業主体	業務開始時期
高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、香川県、小豆地区広域行政事務組合	水道事業及び水道用水供給事業	香川県広域水道企業団	平成30年4月1日

(2) 課題に対する具体的な取組み

本県水道の理想像の実現に向け、「安全」、「強靱」、「持続」の観点ごとに、水道広域化の効果を踏まえながら、整理した課題に対する取組みをまとめます。

なお、直島町についても、水道施設の耐震化や経営基盤の強化など、同様の課題を有することから、本県全体の取組みとしてまとめます。

(1) 安全

(基本方針) 水道水の安全性を確保する。

ア 水質管理体制の充実

イ 水源汚染リスクへの対策

ウ 簡易専用水道への対応

ア 水質管理体制の充実

課	題
①	水源から給水栓までの統合的アプローチによる水質管理を実現し、水道水の安全性を一層高めるためには、水道事業者が水安全計画を策定し、運用を行うことが必要です。 しかし、人員不足や計画作成手順が複雑なことなどが課題となっています。
②	給水管からの鉛の溶出による健康被害の防止を図るためには、鉛製給水管の早期解消を行う必要があります。 しかし、給水管は私有財産であり、敷地内の配管にも使用されているため、水道事業者の取組みだけでは解消困難であることが課題となっています。

(実現方策)

- 効率的な人員配置や専門性を持った職員の確保に努めるなど、水質管理体制の充実を図ります。また、国が作成した水安全計画作成支援ツールの活用などにより、水安全計画の策定を図ります。
- 配水管等の更新に合せた計画的な布設替えや、利用者に対する積極的な広報活動を行うことにより、鉛製給水管の早期解消を図ります。

イ 水源汚染リスクへの対策

課	題
①	水源の水質事故などによる取水停止を防ぐためには、日常における原水の水質管理などを、引き続き、適正に行っていく必要があります。 そのためには、浄水場でのリスク管理や水道水源の保全に関する取組みを、継続して、実施していくことが必要です。
②	クリプトスポリジウム等対策としては、紫外線照射装置やろ過施設などの施設整備、原水の水質監視の徹底などの対策を講じる必要があります。 しかし、人員や財源の不足などが課題となっています。

(実現方策)

- 水源の一元管理を行うことで、リスクのある水源の見直しの検討を促進するとともに、仮に、水源が水質汚染により取水停止となった場合にも、他の水源からの水融通を行えるよう必要な体制の整備・強化を図ります。
- 河川やダムなどの水質悪化に対しては、水道水源地域における汚染源の把握に努めるとともに、関係機関との連絡体制を整備し、連携して、原因究明とその対応を行います。
- 国の助成制度の積極的な活用により、原水の水質に応じた必要な浄水施設の整備を図ります。

ウ 簡易専用水道への対応

課	題
①	水質事故による健康被害の発生を防ぐためには、簡易専用水道に対する法定検査の受検率を向上させる必要があります。 しかし、簡易専用水道設置者の検査義務に対する認識不足などが課題となっています。

(実現方策)

- 簡易専用水道の法定検査を実施する登録検査機関へ検査結果の情報提供を求めるなど、簡易専用水道の検査・管理状況を把握し、未受検施設に対しては、個別に指導を行います。

(2) 強 韌

(基本方針) 災害の影響を最小限にとどめ、給水の確実性を確保する。

ア 水道施設の耐震化の推進

イ 災害時の危機管理体制の整備

ア 水道施設の耐震化の推進

課 題
① 地震に強い水道の整備を図るためには、昭和 40 年代から 50 年代に多く布設、設置された耐震性の低い管路や施設を中心に、計画的な耐震化を図る必要があります。
② 能登半島地震で水道施設が甚大な被災を受けたため、本県でも基幹管路をはじめとした管路の更新・耐震化が急務となっています。
また、令和 6 年 11 月に「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」が公表され、重要給水施設に接続する上下水道管等施設の耐震化率に着目した耐震化の推進が、喫緊の課題となりました。
しかし、人員や財源の不足が課題となっています。

(実現方策)

- 社会資本整備総合交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）の積極的な活用を図ります。
- 国庫補助事業や社会資本整備総合交付金（水道施設等耐震化事業）の積極的な活用が図られるよう、国からの情報収集に努め、水道事業者に的確に情報提供するとともに、制度改正や必要額の確保について、国に要望を行います。
- アセットマネジメントを推進し、中長期の更新需要や財政収支見通しに基づいた施設の最適化・統廃合の検討のほか、基幹管路の耐震化を進めるとともに、重要給水施設に接続する上下水道管等の優先順位を設定した耐震化計画の策定などを促進します。

イ 災害時の危機管理体制の整備

課	題
①	大規模な災害時に、迅速な応急給水確保や早期復旧等を行い、県民生活への影響を最小限にとどめるためには、非常用・緊急用施設・設備の整備や機能・能力の向上を図る必要があります。 また、災害時にも迅速・確実に水道水の供給を行うためには、必要な薬品、燃料などを確保しておく必要があります。 しかし、財源や保管場所の不足が課題となっています。 さらに、圏域内での対応が困難な場合に備えるための広域的な連携体制の構築も課題となっています。
②	自然災害、水質事故、渇水など様々な危機事象に迅速に対応するためには、応急計画や危機管理マニュアル等の整備を進める必要があります。

(実現方策)

- 水源の一元管理や緊急用連絡管整備によるバックアップ体制の強化を図るほか、スケールメリットを活かすことで、非常用施設・設備の整備や備蓄の充実・強化、各種マニュアルの整備に努めます。
- 応急復旧資材、浄水処理に必要な薬品、自家発電機等の燃料などについては、関係団体との災害時協定を締結するなど、災害時に調達可能な体制の確保に努めます。
- 大規模な災害時に迅速な応急給水・復旧対策を実施するため、(公社)日本水道協会などと連携し、広域連携による応急給水・復旧体制の強化を図ります。

(3) 持 続

(基本方針) 供給体制の持続性を確保する。

- ア 渇水時における安定した水道水の確保
- イ 水道施設の計画的な改良・更新
- ウ 水道技術の継承と確立
- エ 経営基盤の強化
- オ 水道料金の平準化
- カ 環境負荷の低減

ア 渇水時における安定した水道水の確保

課 題
①② 香川用水の取水制限が頻発するなか、渇水による県民生活への影響を最小限にとどめるためには、安定した水資源の確保と供給を図る必要があります。 しかし、近年、雨の多い年と少ない年との差が大きく、年間無降水日数が増加しているため、水源施設の利水安全度が低下していることが課題となっています。
③ また、自己保有水源率が低いため、香川用水の取水制限の影響を受けやすいことも課題となっています。

(実現方策)

- 水道事業の広域化により、水源の一元管理や浄水場の統廃合、連絡管の整備などによる地域間調整を行うことで、香川用水の取水制限等への対応力の強化を図ります。
- 栴川ダム、香川用水調整池（宝山湖）などの有効活用を図ります。
- 渇水時に一時的に水道水源を確保するために行う井戸の掘削や改修、連絡管の布設等について支援するなど、予備水源の確保を図ります。

イ 水道施設の計画的な改良・更新

課 題
①② 水道施設の老朽化が進むなか、安定した給水を続けるためには、中長期の更新需要・財政収支見通しに基づく計画的な施設・設備の更新と財源の確保が必要です。 しかし、人員や財源の不足が課題となっています。

(実現方策)

- 社会資本整備総合交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）の積極的な活用を図ります。
- 国庫補助事業や社会資本整備総合交付金（水道施設等耐震化事業）の積極的な活用が図られるよう、国からの情報収集に努め、水道事業者への的確に情報提供するとともに、制度改正や必要額の確保について、国に要望を行います。
- アセットマネジメントを推進し、中長期の更新需要や財政収支見通しに基づいた施設の最適化・統廃合の検討を促進します。

ウ 水道技術の継承と確立

課 題
①② 近い将来、職員の大量退職が見込まれるなか、水道事業を的確に管理運営できる技術力の継承を図るためには、中長期的な視点に立った人材の確保・育成が必要です。 しかし、そのような人事管理は単独では実施困難であることが課題となっています。

(実現方策)

- 中長期的な視点に立った職員数の適正化と効率的な人員配置、専門職員の確保や人材育成等を図ります。
- 官民連携の活用事例などの情報提供や助言に努め、技術水準の向上を図ります。

エ 経営基盤の強化

課	題
①②	現時点での経営状況は、全国と比較すると項目によっては劣っており、水道事業を取り巻く環境が厳しくなるなか、今後も事業経営の健全性を維持し、将来にわたり安定的な水道水の供給を図るためには、経営基盤の強化が必要です。 しかし、人員や財源の不足が課題となっています。

(実現方策)

- 広域化基本計画に基づき、浄水場の統廃合、各種業務・電算システムの統合、官民連携の推進などによる業務の効率化や、職員数の適正化などによる経費の適正化に引き続き取り組む。
- アセットマネジメントを推進し、中長期の更新需要や財政収支見通しに基づいた計画的な水道施設の更新と財源確保を促進することにより、経営基盤の強化を図ります。

オ 水道料金の平準化

課	題
①②	利用者に不公平感のない水道サービスの提供を行うためには、施設整備水準や水道料金の格差を是正する必要があります。 しかし、今後、老朽施設の大規模な更新が見込まれるなか、水道料金を合理的な金額に抑えつつ格差を是正することは困難であることが課題となっています。

(実現方策)

- 国の交付金制度を積極的に活用し、施設整備水準の格差是正を図ることにより令和 10 年度に水道料金の統一を図ります。

カ 環境負荷の低減

課	題
①	環境負荷の低減を図るためには、水道事業における省エネルギー対策などを推進する必要があります。 そのためには、小規模の浄水場が多く、浄水場ごとに浄水処理が行われていることなどにより、施設稼働に伴う消費エネルギー量が大きくなっていることが課題となっています。

(実現方策)

- 水道施設の統廃合に伴うダウンサイジングや、配水区域の見直しの検討を行うなど省エネルギー対策の推進を図ります。
- 環境負荷低減を図るため、位置エネルギーの高い香川用水を効果的に利用した省エネルギー対策や、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入について検討を行います。

3. まとめ

香川県広域水道企業団の業務開始に伴い、簡易水道事業者を除いて県内1事業者となったため、水安全計画の策定状況、危機管理に関する計画・マニュアルの策定率、アセットマネジメント実施状況については大きく変化しました。危機管理に関する計画及びアセットマネジメント実施率は100%となり、全国値を大きく上回っています。水安全計画の策定率、危機管理に関するマニュアルの策定率については、全国値を下回っております。

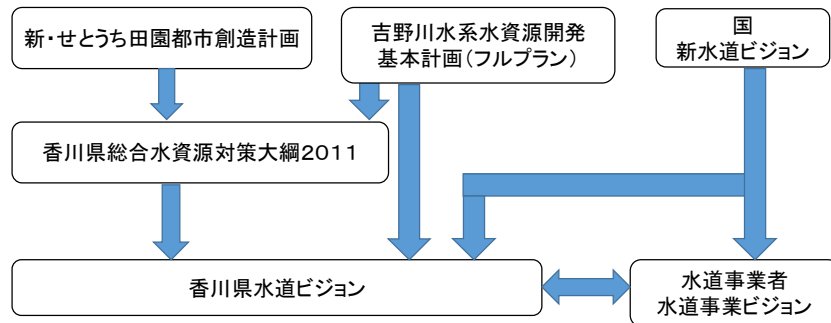
また、本県水道の理想像の実現に向けた「安全」、「強靱」、「持続」の観点ごとに見ていくと、「安全」については、5項目中2項目が全国値と同値又は、上回っています。他の3項目についても、概ね数値は策定時より改善しております。「強靱」については、17項目中8項目が全国値と同値又は、上回っています。策定が進んでいない危機管理に関するマニュアルについては、国土交通省が定める策定指針を活用するなど、引き続き整備を進めていく必要があります。「持続」については、17項目中10項目が全国値を上回っています。策定時には香川県に優位性があった経常収支比率、総収支比率、給水収益に対する職員給与費の割合がR4年度値では全国値より劣っています。水道事業の広域化により、浄水場の統廃合、各種業務・電算システムの統合、官民連携の推進などによる業務の効率化や、職員数の適正化などによる経費の適正化を図る必要があります。

香川県では、「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画に基づき、水の安定供給を確保するために、水源施設等の整備や効率的な活用を水道事業者と協力して取り組むこととしています。今後、人口減少社会の進行による給水収益の減少や施設老朽化による更新需要の増加が見込まれるほか、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた施設の耐震化や危機管理体制の強化、多様化する水源汚染リスクへの対応など新たな課題へと対応していくためにも、能登半島地震での被災状況や、上下水道一体の考え方を基に、管路等の施設の耐震化を推進していくことが求められます。課題を実現方策の推進により解決していくことで、将来にわたって持続可能な水道用水供給の基盤を確立していきます。

第8章 策定後のフォローアップなど

1. 総合計画との関係

本ビジョンは、国の「新水道ビジョン」を踏まえながら、県の「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画や「香川県総合水資源対策大綱2011」、水道事業者の水道事業ビジョンとの整合を図ることとします。



香川県水道ビジョンと他の計画との関係

※「水道事業者水道事業ビジョン」とは、水道事業の広域化後に企業団により策定される水道事業ビジョン及び直島町水道事業ビジョンをいう。

2. フォローアップ

毎年、業務指標等を活用し、現状の把握に努め、状況に応じた協議・調整を行いながら、本ビジョンの推進を図ります。

